

# 今後の大学分科会審議における 参考資料集

# 目次

1. これまでの議論の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について・・・・・・・・ 13
- 3-1. 学生の学修に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3-2. 学修者本位の教育の実現に向けた取組について・・ 41
- 3-3. 大学教育の質保証に関する制度等・・・・・・・・・・ 57  
    〔大学設置基準・設置認可制度、  
    認証評価、情報公表等〕
4. 大学の連携・統合・再編、高等教育の規模等について・ 96
5. 高等教育への行財政支出について・・・・・・・・・・ 121

# 1. これまでの議論の経緯

# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化  
国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」  
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
17  
2030年までに達成を目指す

### ● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代  
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の  
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個人々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

### ● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

### 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

### 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

### 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

### 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

### 大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立  
→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進  
→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報  
・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け  
→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し  
(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

- 認証評価制度の充実  
(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…



### 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計  
・ 18歳人口: 120万人(2017)  
→ 88万人(現在の74%の規模)  
・ 大学進学者数: 63万人(2017)  
→ 51万人(現在の80%の規模)

### 地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

### 国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進  
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

# 新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

## 背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
  - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。
- ⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、  
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

## 質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・**「学生の学びの質と水準」とともに**、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

## 改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現  
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上  
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

## （1）大学設置基準・設置認可審査

### <改善・充実の方向性>

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直し求められることを明確化。

#### 【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

## （2）認証評価制度

### <改善・充実の方向性>

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

#### 【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

#### 【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

#### 【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

## （3）情報公表

### <改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

## （4）その他の重要な論点

### <改善・充実の方向性>

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

#### 【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間で修了することを求めるものではないことを明確化。等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立を図られるように留意）。等

# 教育未来創造会議について

## 1. 会議の概要

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進するため、閣議決定で設置（令和3年12月）。
- 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、有識者により構成。
- 現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めるため、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、有識者を構成員とする、WGを設置。

## 2. 有識者

安宅 和人 式	慶應義塾大学環境情報学部教授、Zホールディングス株式会社シニアストラテジスト	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
安孫子尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役兼ニトリ大学学長兼人材教育部ゼネラルマネジャー	関山 和秀	Spiber株式会社 取締役兼代表執行役
阿部 守一	長野県知事	高橋 祥子	株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユーグレナ執行役員
いとうまい子	女優、株式会社ライトスタッフ代表取締役、研究者	中野 信子	脳科学者、東日本国際大学教授、京都芸術大学客員教授
大坪 正人	由紀ホールディングス株式会社代表取締役社長	東原 敏昭	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
加藤 史子	WAmazing代表取締役CEO	日比野 英子	京都橘大学学長
上岡 美保	東京農業大学副学長	日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
		益 一哉	東京工業大学学長

※敬称略

## 3. スケジュール

<令和3年>

12月3日 会議開催の閣議決定  
12月27日 第1回会議

<令和4年>

1月24日 第1回WG  
2月17日 第2回WG  
3月16日 第3回WG  
3月30日 第2回会議

4月18日 第4回WG  
5月10日 第3回会議、第一次提言とりまとめ  
→新しい資本主義実現会議に報告

# 我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

## 教育未来創造会議 第一次提言

### 人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足  
（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者  
（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べて少ない修士・博士号の取得者  
（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人  
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発  
（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

### 基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。



### 在りたい 社会像

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築

### ◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

### <高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力/規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

### ◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

# 1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



## (1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

### ① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり見直しを持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員未充足率8割以上の大学とする等） 等

### ② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等

### ③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

### ④ 企業における人材投資に係る開示の充実

### ⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

### ⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

### ⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



## (2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

### ① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等

### ② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等

### ③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等

### ④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

### ⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

### ⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



## (3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

### ① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等

### ② 官民共同修学支援プログラムの創設

### ③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



## (4) グローバル人材の育成・活躍推進

### ① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

### ② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等

### ③ 高度外国人材の育成・活躍推進

### ④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



## (5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

### ① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等

### ② オンラインを活用した大学間連携の促進

### ③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



## (6) 大学法人のガバナンス強化

### ① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等

### ② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等

### ③ 大学の運営基盤の強化



## (7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

### ① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等

### ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

### ③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

### ④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】

### ⑤ 子供の貧困対策の推進

### ⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

### ⑦ 分権型教育の推進

### ⑧ 在外教育施設のエデュケーション環境整備の推進

## 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

-  **(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大**
  - ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施
-  **(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還(出世払い)の仕組みの創設**
  - ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
  - ・在学中は授業料を徴収せず、卒業(修了)後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
  - これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設
-  **(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】**

-  **(4) 博士課程学生に対する支援の充実**
  - ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実
-  **(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援**
  - ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
  - ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討(日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む)
-  **(6) 入学料等の入学前の負担軽減**
  - ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底
-  **(7) 早期からの幅広い情報提供**
  - ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

## 3. 学び直し(リカレント教育)を促進するための環境整備

-  **(1) 学び直し成果の適切な評価**
  - ① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等**
    - ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
    - ・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等
  - ② 企業における学び直しの評価**
    - ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
    - ・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進
    - ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等
  - ③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進**
    - ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等

-  **(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備**
  - ① 費用、時間等の問題を解決するための支援**
    - ・教育訓練給付制度の対象外である者(自営業者等)に対する支援の実施
    - ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等
  - ② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援**
  - ③ 高齢世代の学び直しの促進**

-  **(3) 女性の学び直しの支援**
  - ① 女性の学び直しを促進するための環境整備**
    - ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等
  - ② 女性の学び直しのためのプログラムの充実**
    - ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等
-  **(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備**
  - ① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置**
    - ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
    - ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
    - ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築
  - ② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化**
    - ・企業と大学等の共同講座設置支援
    - ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等
  - ③ 大学等におけるリカレント教育の強化**
    - ・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
    - ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等
  - ④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成**
    - ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援
    - ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
    - ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成
    - ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

# 我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

## 事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

### 【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】 -----

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

### 【大学設置基準の大綱化】

- ・大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- ・大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- ・大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

### 【大学の自己点検・評価の努力義務化】 <sup>(見直し)</sup> -----> 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- ・大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- ・大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

### 【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】 -----

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

## 我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

### 事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

#### 【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

- ⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成15年～） (見直し) → 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）  
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】
- ⇒ 第三者評価制度の導入（平成16年～） (見直し) → 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）  
※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施
- ⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～） (見直し) → 【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】

#### 【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

- ⇒ 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～） (見直し) → 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）  
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

# 平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

## 規制改革の動き

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

### ①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

### ②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）  
（学校教育法の改正）

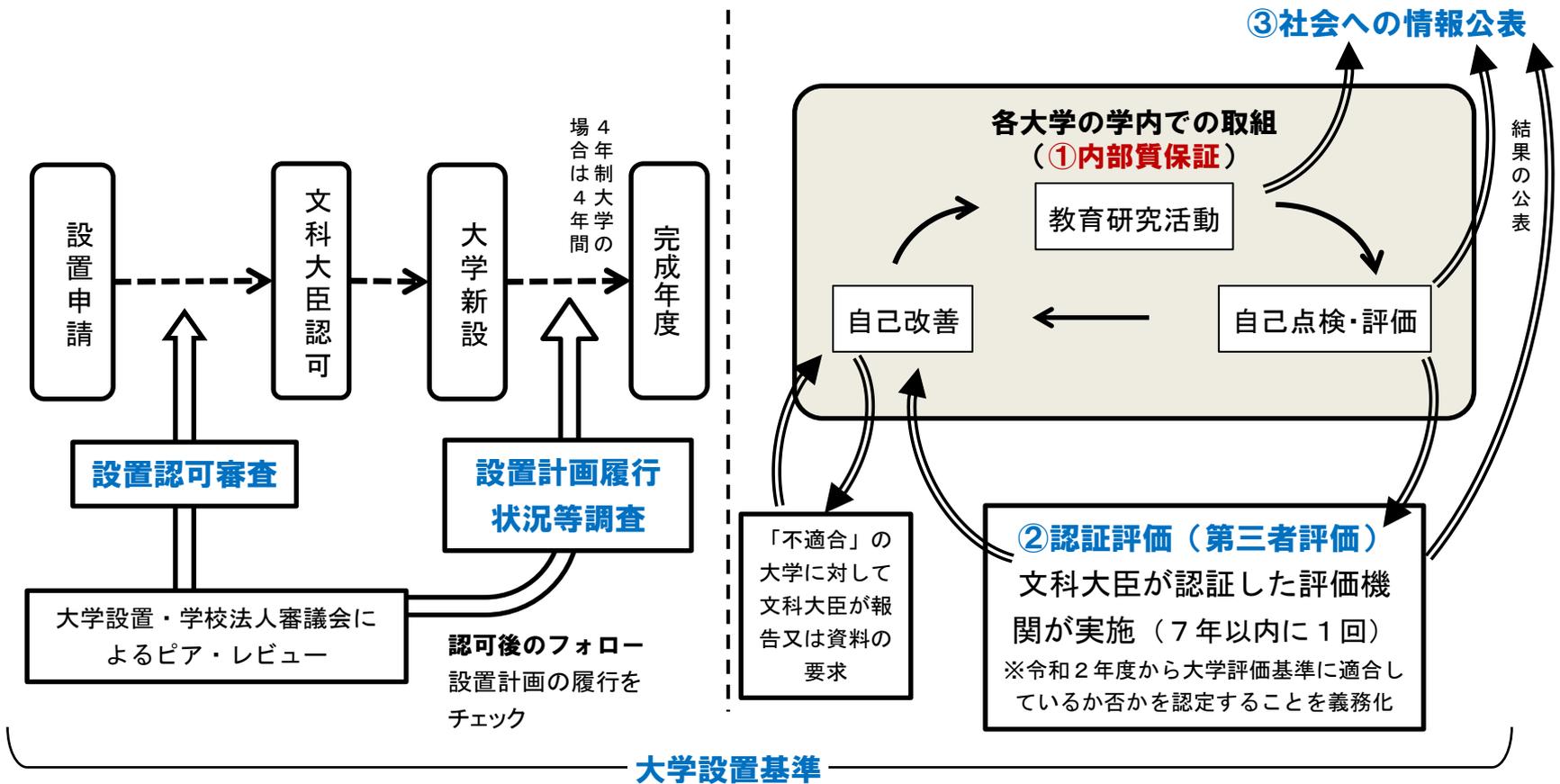
### ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）  
（学校教育法の改正）

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】  
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】

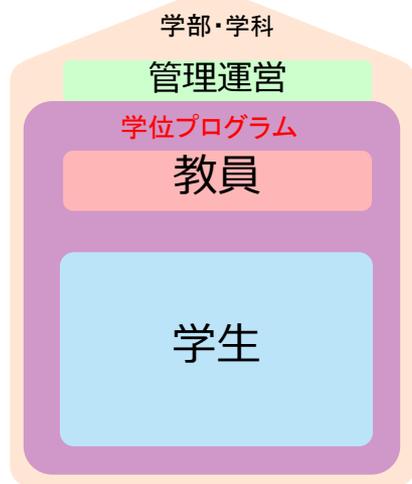


教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

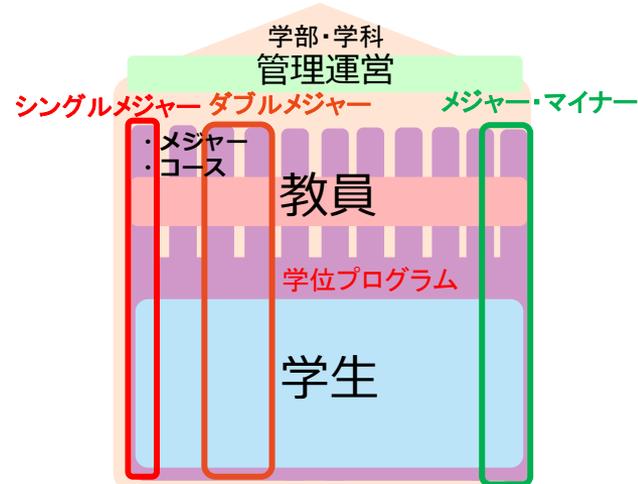
## 2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について

# 学位プログラムの類型例について

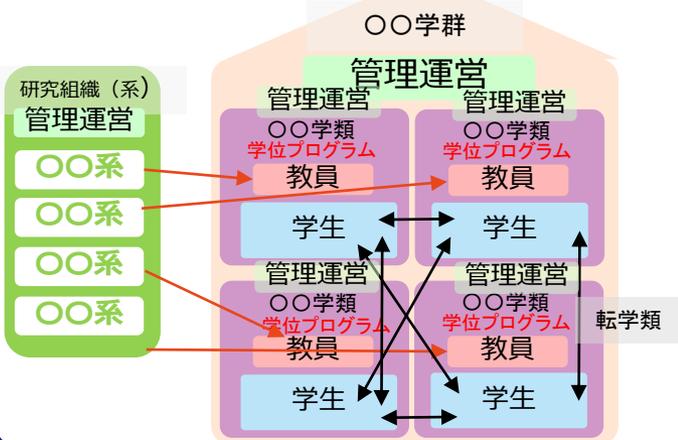
① 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係の例



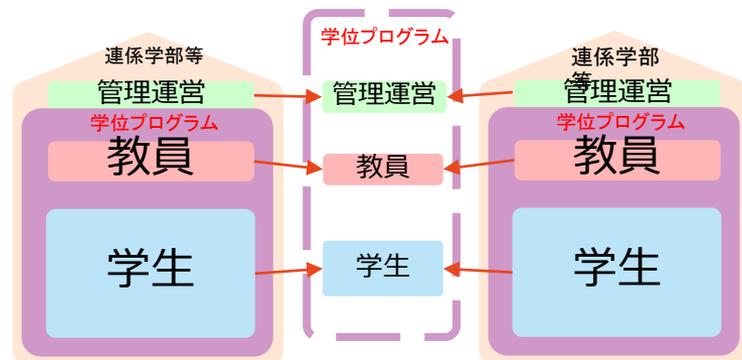
①' 1 学位プログラム内に複数専攻・コースが走っている例



② 教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを超えた学位プログラムを構築している例  
※ 学生は学類に所属し、学群内等への転学類も可能となっている。



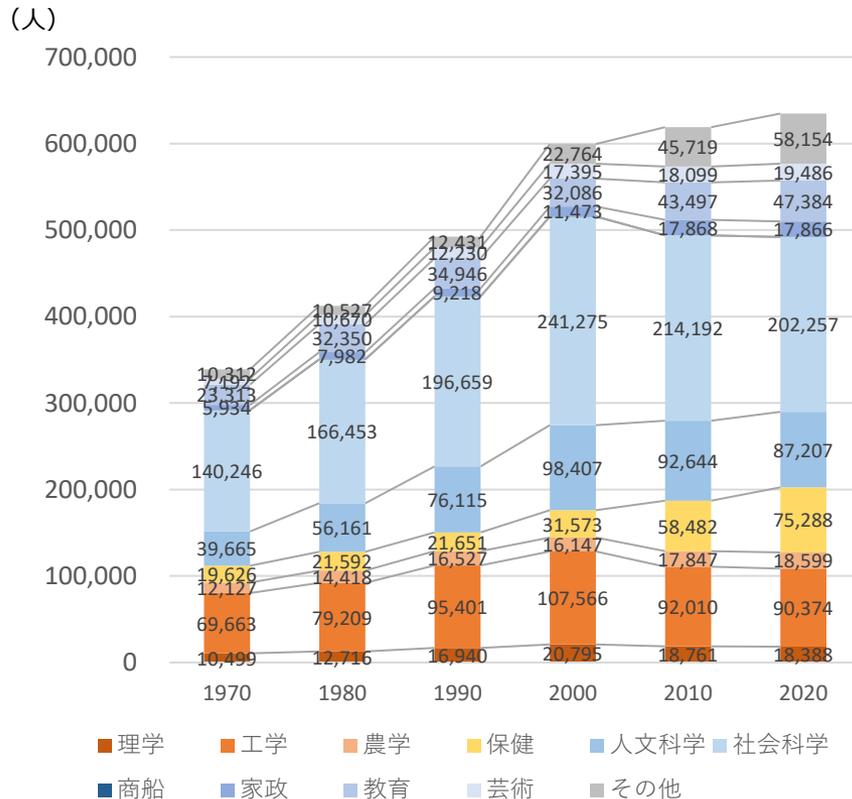
③ 学部等連係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例  
※ 専任教員は兼任を可とし、学生定員は連係学部範囲内



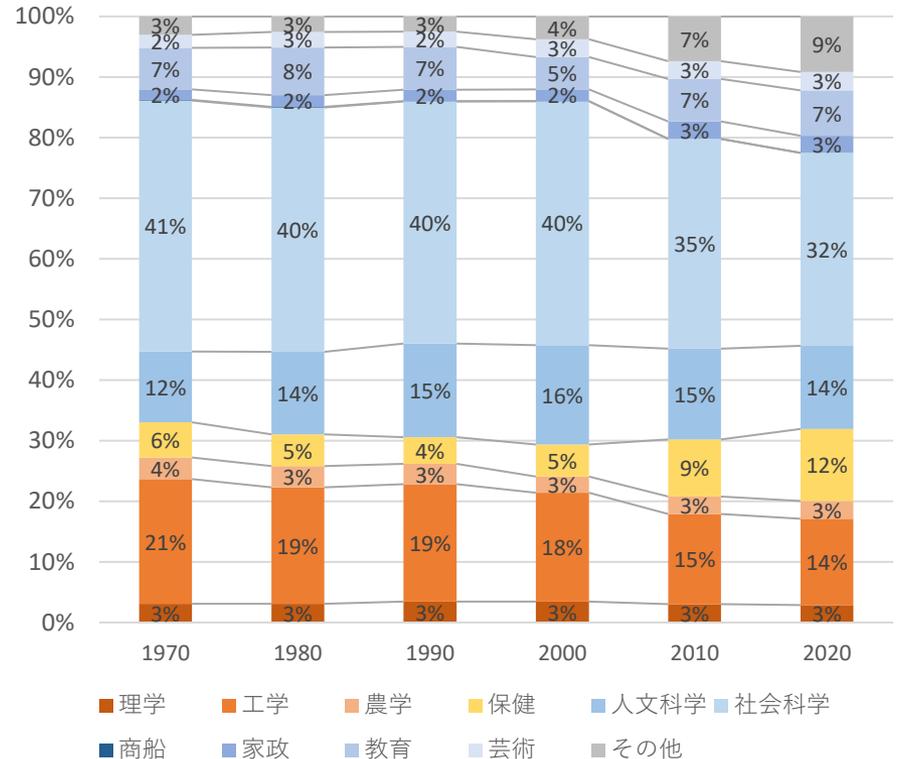
# 大学への入学者数は理工系分野等において減少傾向

○2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。  
 ※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる。

関係学科別入学者数の推移(国公立大学)



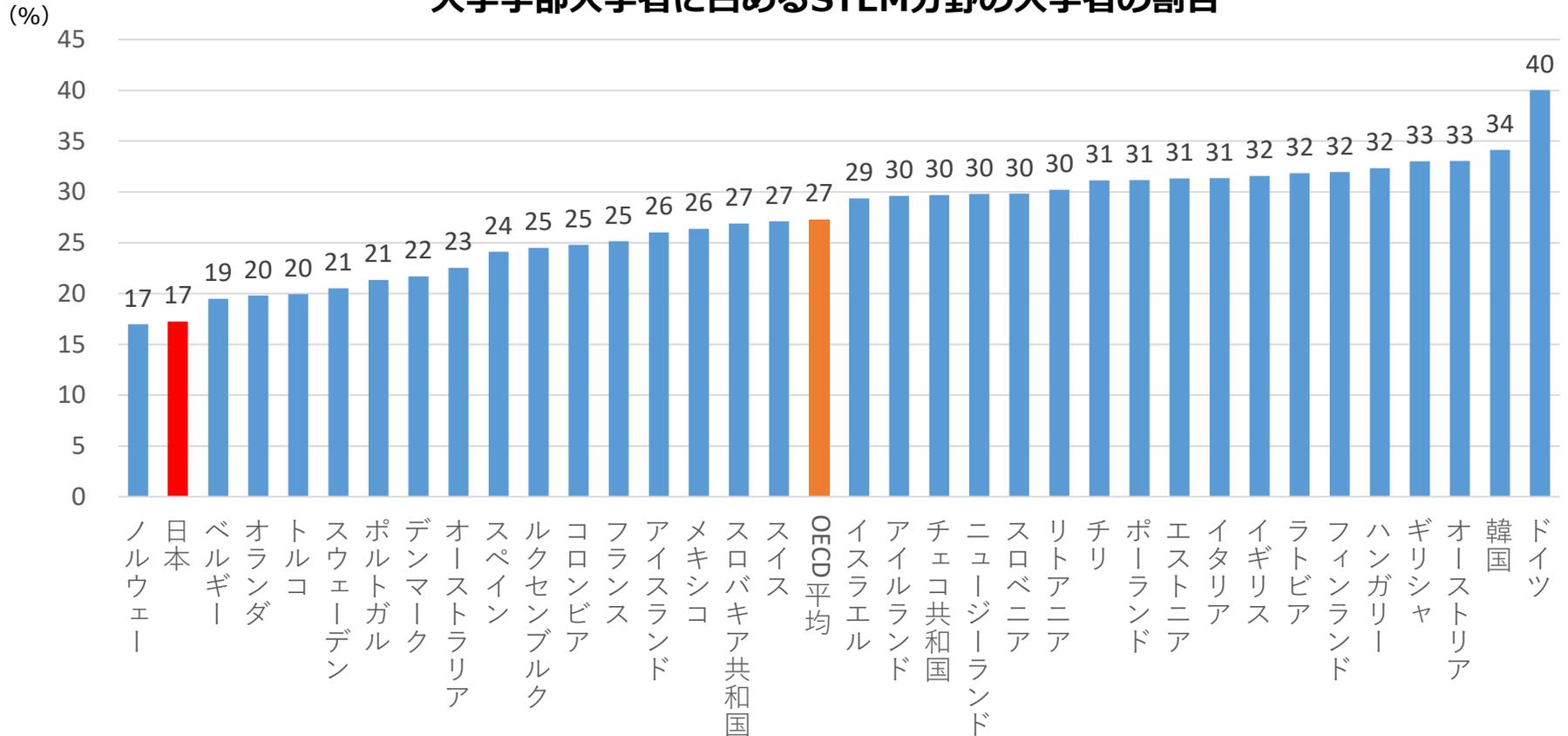
関係学科別入学者割合の推移(国公立大学)



## OECD諸国の中で、日本はSTEM分野への入学者が少ない

○我が国の大学に入学する者のうち、STEM分野に入学する者は17%にとどまっており、諸外国の中でも低位にあり、OECD平均より大幅に低い。

### 大学学部入学者に占めるSTEM分野の入学者の割合



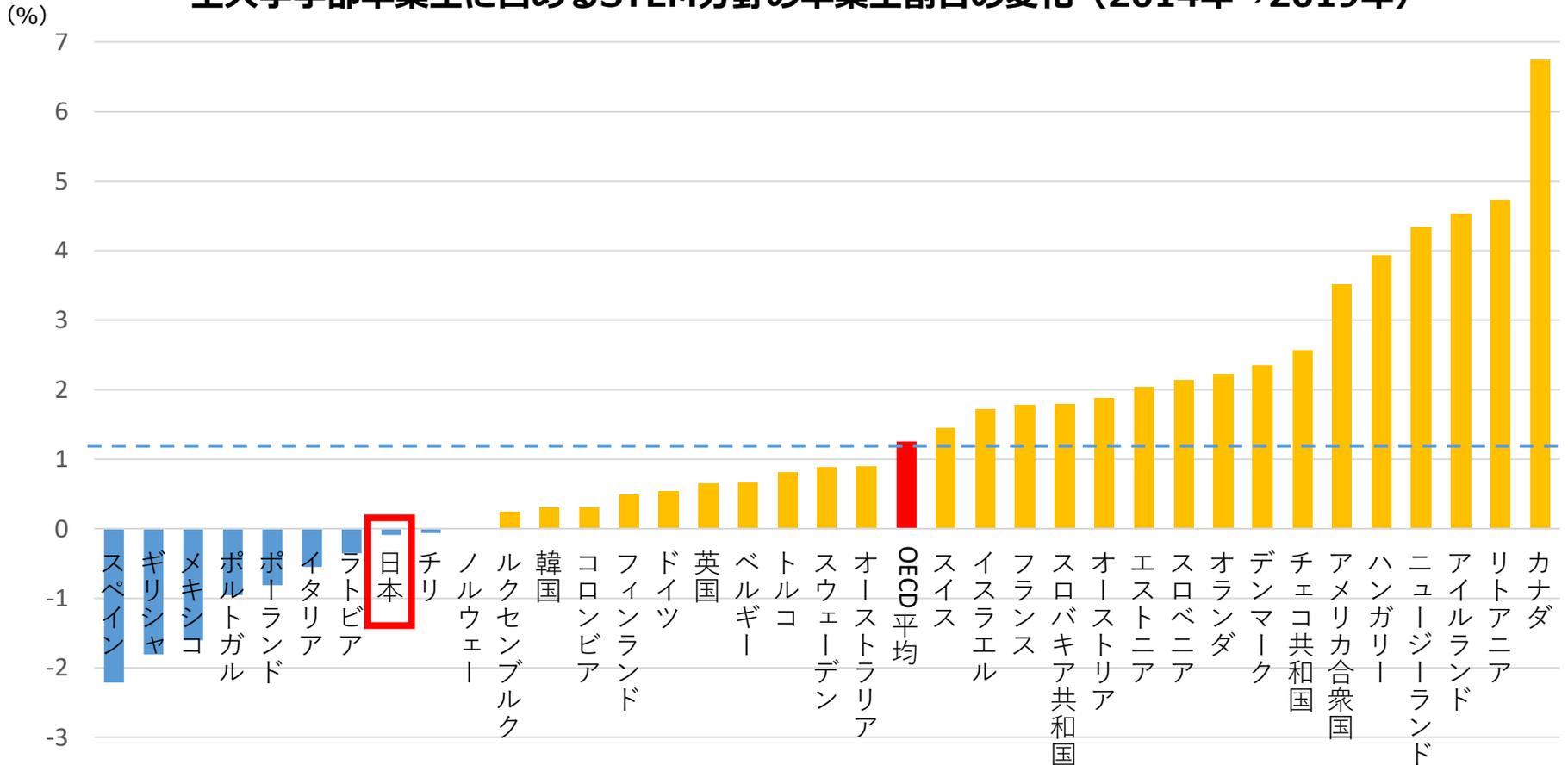
(備考) “Natural sciences, mathematics and statistics”, “Information and Communication Technologies”, “Engineering, manufacturing and construction”を「STEM」に分類される学部系統としてカウント。データは2019年時点

(出所) OECD.statsより作成。

## OECD諸国の中で、日本はSTEM系の学生が増えていない

○2014年から2019年までの5年間で、OECD加盟国の多くはSTEM系学部の学生数を増やしているが、我が国ではほとんど変わっていない。

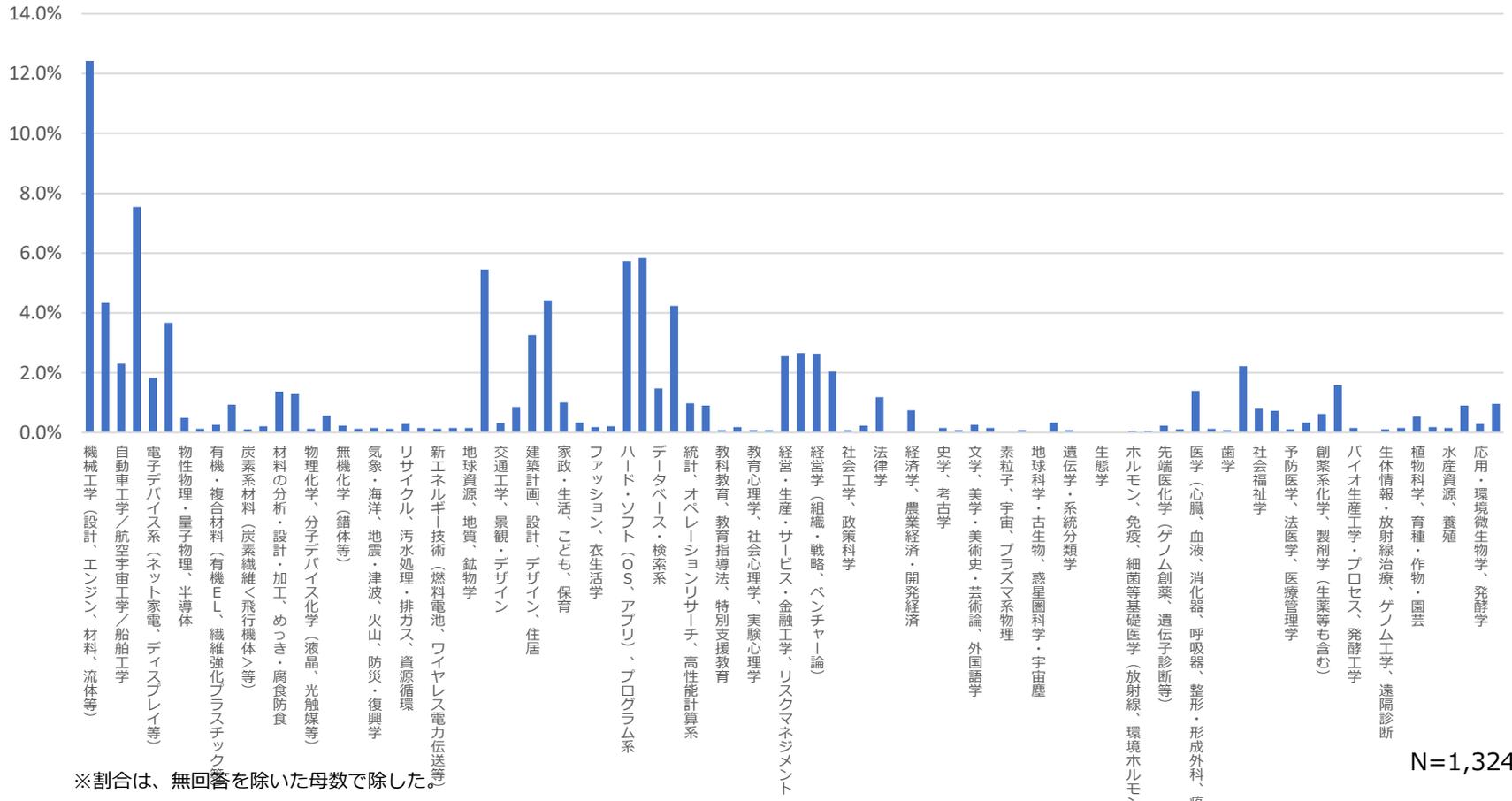
### 全大学学部卒業生に占めるSTEM分野の卒業生割合の変化(2014年→2019年)



# 今後、不足すると予想される分野は理工系が多い

○企業へのアンケートにおいて、不足すると予想される上位三分野を回答。三つの分野の合計において多い分野は、**機械工学 (12.4%)**、**電力 (7.5%)**、**通信・ネットワーク (5.8%)** ハード・ソフトウェア系 (5.5%)、**土木工学 (5.5%)** である。

## 5年後技術者が不足すると予想される分野 (上位3分野を回答) (企業アンケート)

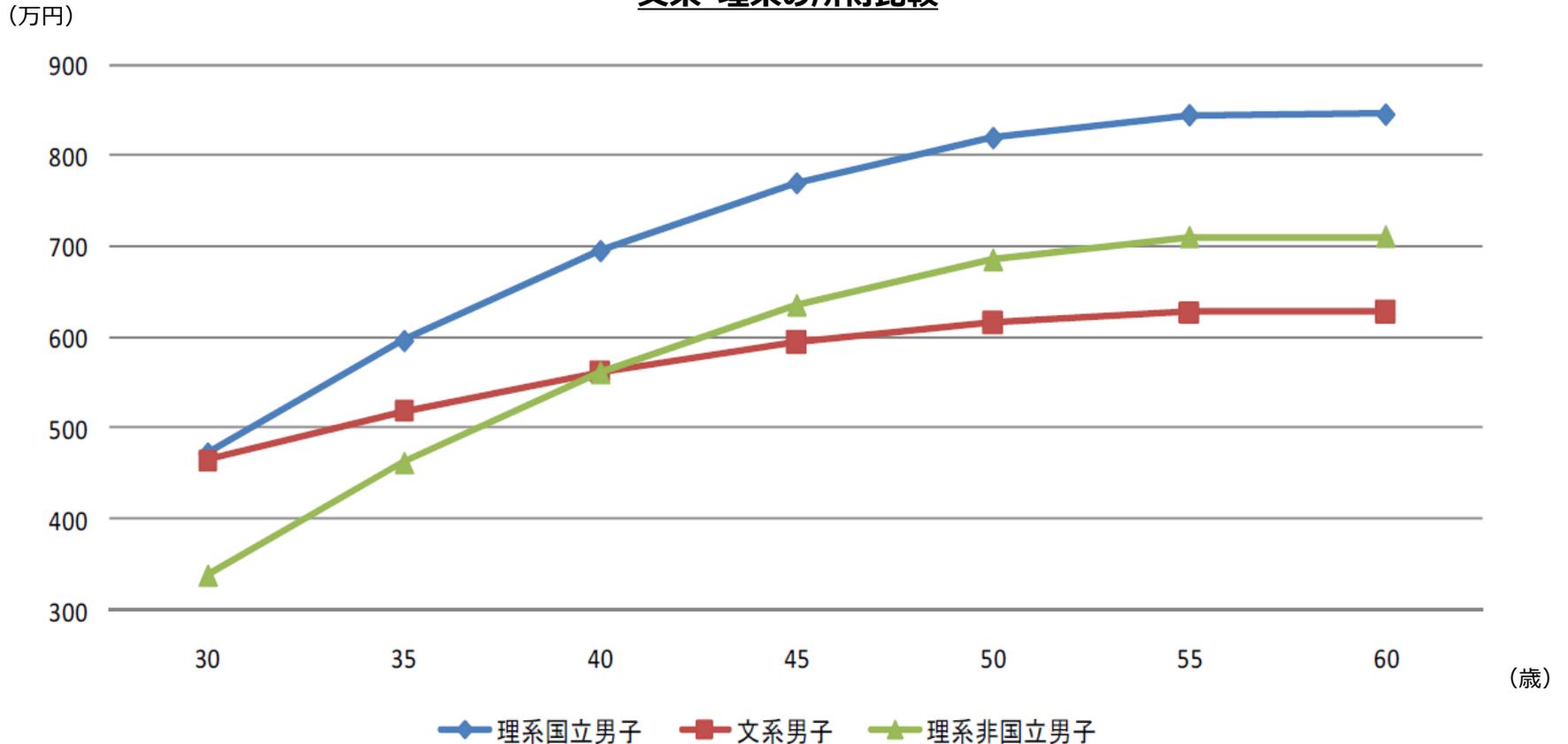


N=1,324、複数回答

## 理系出身者の所得は文系出身者より高い

○所得決定要因の回帰分析を行うと、理系出身の方が文系出身者より所得が高くなる傾向が読み取れる。

### 文系・理系の所得比較



## 文系学部における一般入試で数学を課している私立大学の例

### 上智大学 経済学部経済学科

- ①TEAPスコア利用型入試の大学独自試験として、文系型受験においては、数学Ⅰ,A,Ⅱ,B「数列」「ベクトル」を課している(理系型受験では数学Ⅲも必須)。
- ②学部学科試験・共通テスト併用型では大学入学共通テストにて数学ⅠA/ⅡB必須、及び独自試験にて数学Ⅰ,A,Ⅱ,B「数列」「ベクトル」を課している。
- ③共通テスト利用型では大学入学共通テストにて数学ⅠA/ⅡBを必須とする。



上智大学  
SOPHIA UNIVERSITY

### 早稲田大学 政治経済学部

一般選抜(大学入学共通テストと大学独自の試験の併用)において、大学入学共通テストの数学ⅠAを必須科目、数学ⅡBを選択科目とする。  
また、大学入学共通テスト利用入学試験(大学入学共通テストのみ)においては、数学ⅠA/ⅡBを必須とする。



### 東京理科大学 経営学部

A方式(大学入学共通テストのみ)、B方式(大学独自の入試のみ)、C方式(大学入学共通テストと大学独自の入試の併用)、グローバル方式(英語の資格・検定試験のスコアを出願資格としたうえで、大学独自の入試のみ)のいずれにおいても、数学Ⅰ,Ⅱ「数列」「ベクトル」,A,Bを必須とする(C方式及びグローバル方式の大学独自の入試では数学Ⅲも含む。)



東京理科大学  
TOKYO UNIVERSITY OF SCIENCE

### 慶應義塾大学 経済学部・商学部

商学部・経済学部ともに数学Ⅰ,Ⅱ,A「場合の数と確率」「整数の性質」「図形の性質」,B「数列」「ベクトル」を必須とするA方式と、数学の代わりに、経済学部は地理歴史、商学部は論文テストを必須とするB方式の2つの方式から選択できるが、経済学部においてはB方式の定員210名に対してA方式は倍の420名、商学部においてはB方式の定員120名の4倍の480名を定員とし、数学を必須とする入試方式から多く学生を確保している。



慶應義塾  
Keio University

## ダブルメジャーの実態について

- ・日本国内の大学におけるダブルメジャーについては、特段規定はなく、規制されていない。
- ・そのため、ダブルメジャーを実施するかは各大学の自由として任せられている。

### 具体例

#### ●国際基督教大学

31のメジャー(専攻分野)に対し、①メジャーを1つ修める、②2つのメジャーを組み合わせで履修する(ダブルメジャー)、③2つのメジャーを比率を変えて履修する(メジャー・マイナー)、という3つの選択方法を自由に選べる(それぞれ卒業要件は異なる。)

#### ●筑波大学

システム情報工学研究群知能機能システム学位プログラム(博士後期課程)と、理工学分野以外の副となる学位プログラムまたは専攻(博士前期課程、修士課程または専門職学位課程)との間においてデュアルディグリープログラム(DDP)を実施。

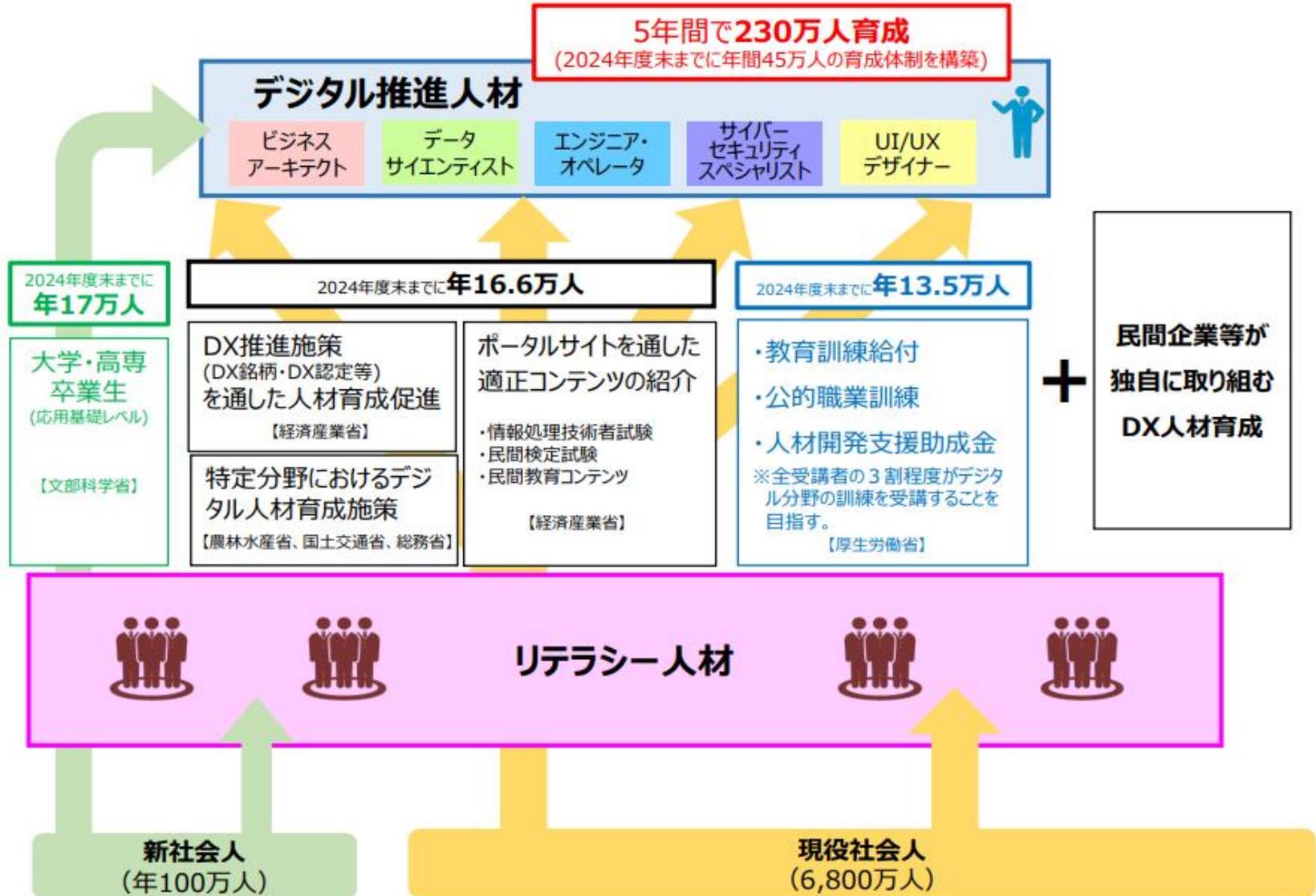
#### ●桜美林大学

リベラルアーツ学群においては、ダブルメジャーを選択できる。  
その他の学群においても、メジャー(主専攻)・マイナー(副専攻)を選択することが可能。また、マイナーを2つ選ぶことも可能。

#### ●立命館大学

産業社会学部において、所属する専攻以外からサブメジャー専攻を一つ選び、通常は履修できないサブメジャー専攻のゼミナールや専門導入科目を履修することが可能になる。

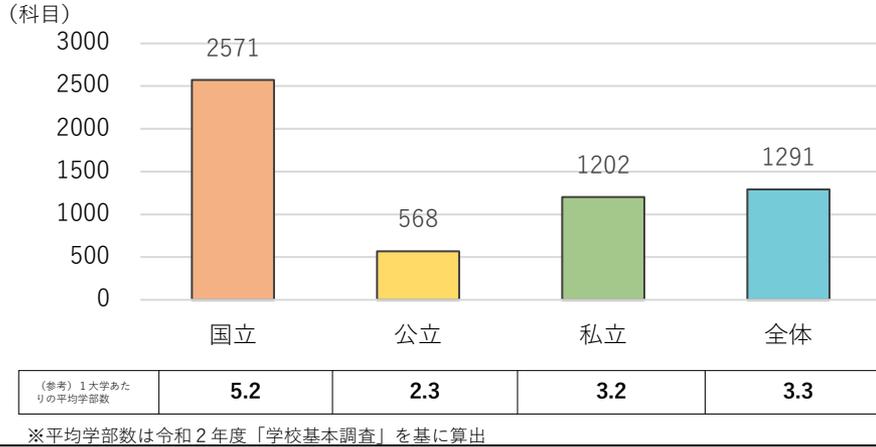
# デジタル人材の育成目標の実現に向けて



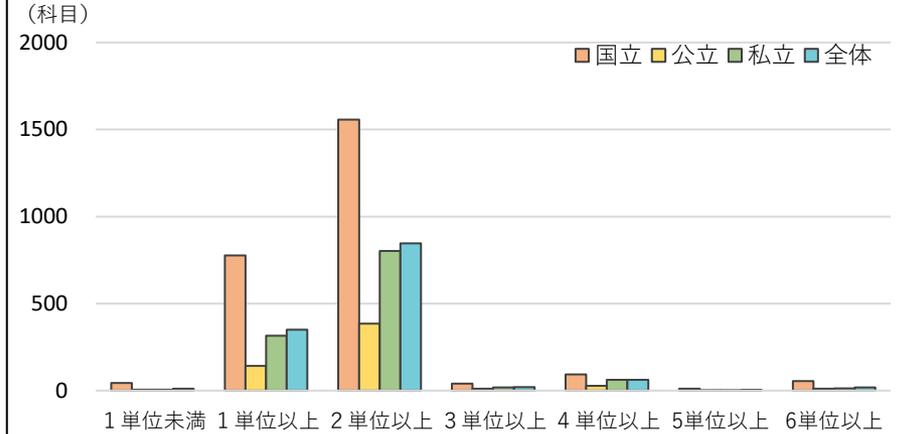
# 大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）  
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%  
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%  
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

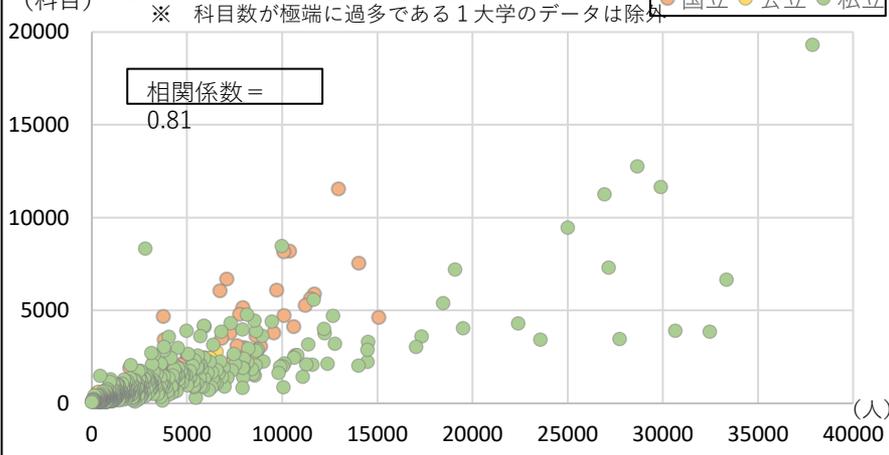
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



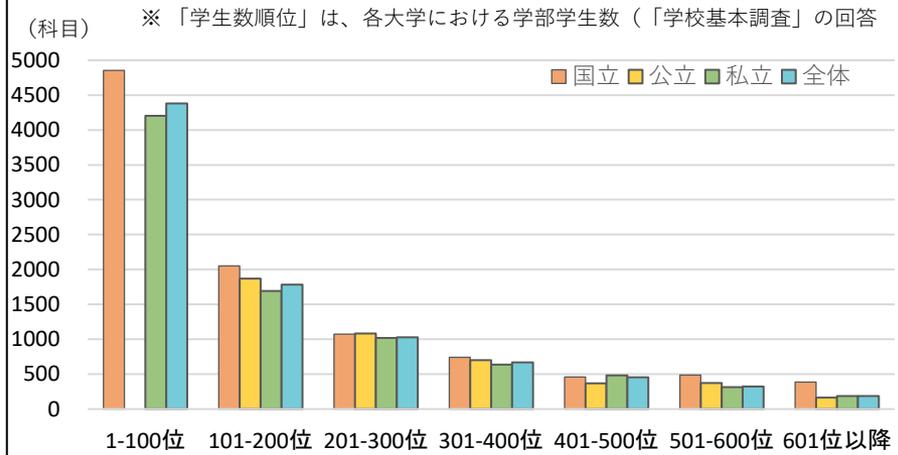
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



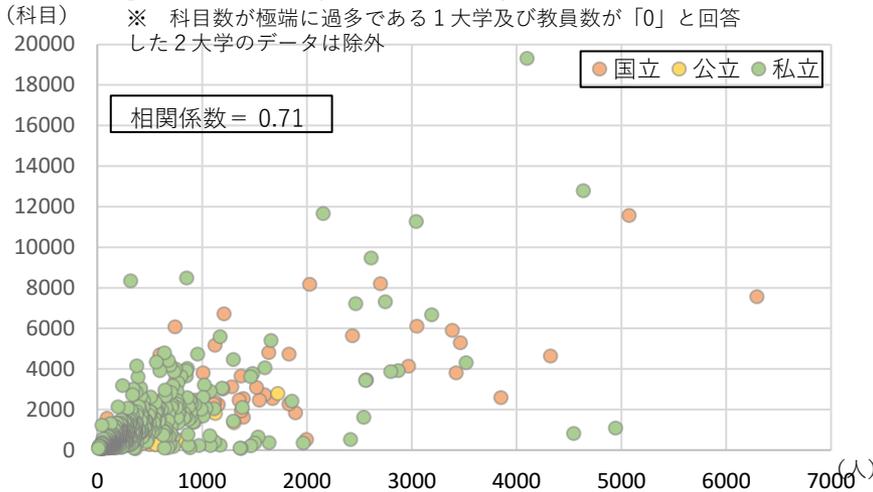
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



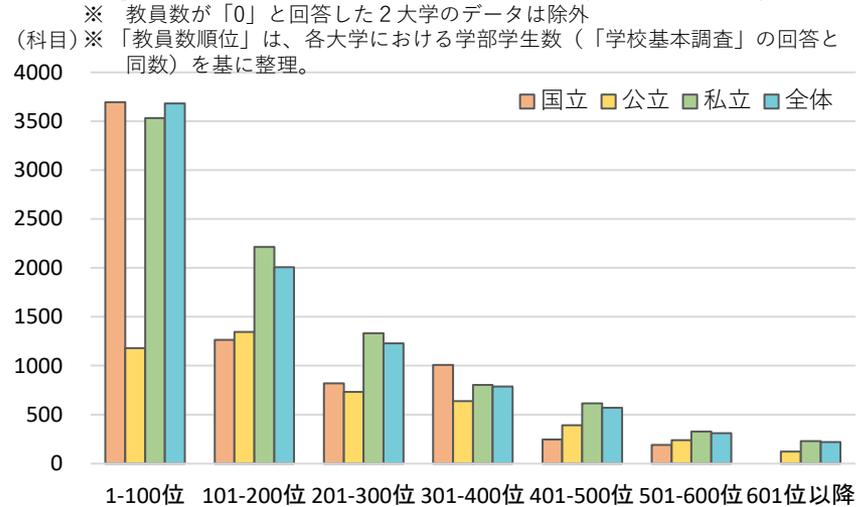
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

# 大学における授業科目開設状況調査②

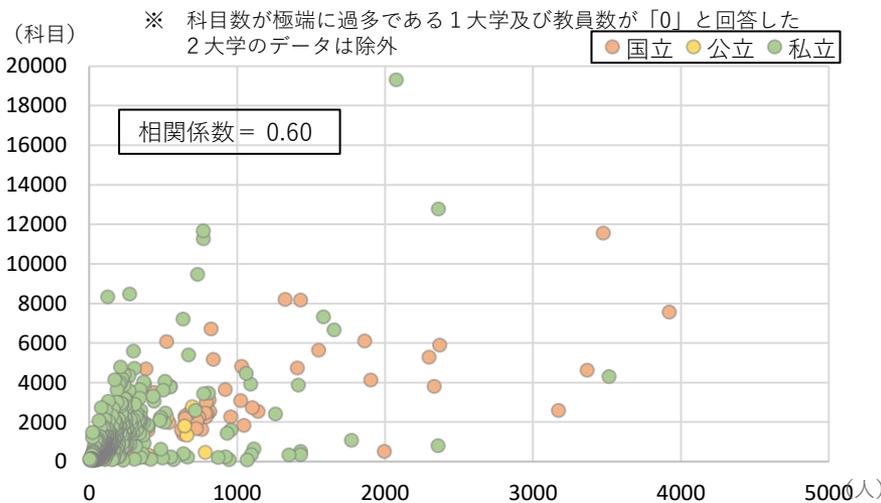
## ④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



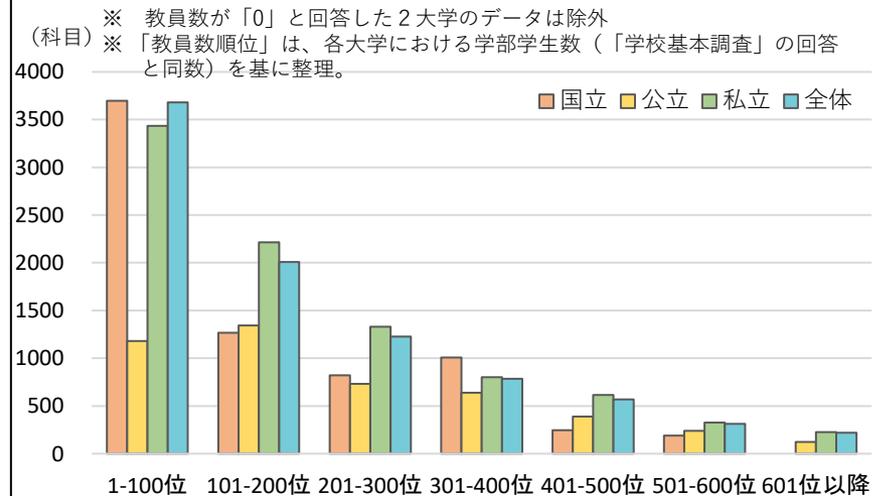
## ④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位別）



## ⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



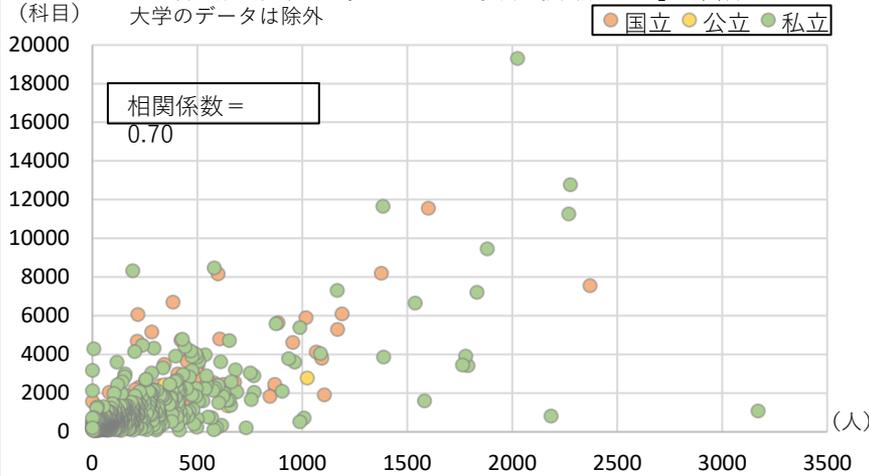
## ⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位別）



# 大学における授業科目開設状況調査③

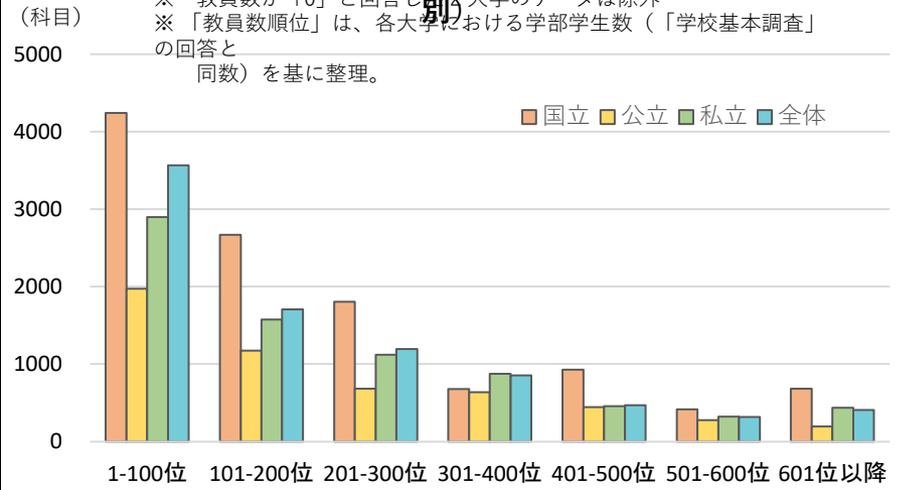
## ⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

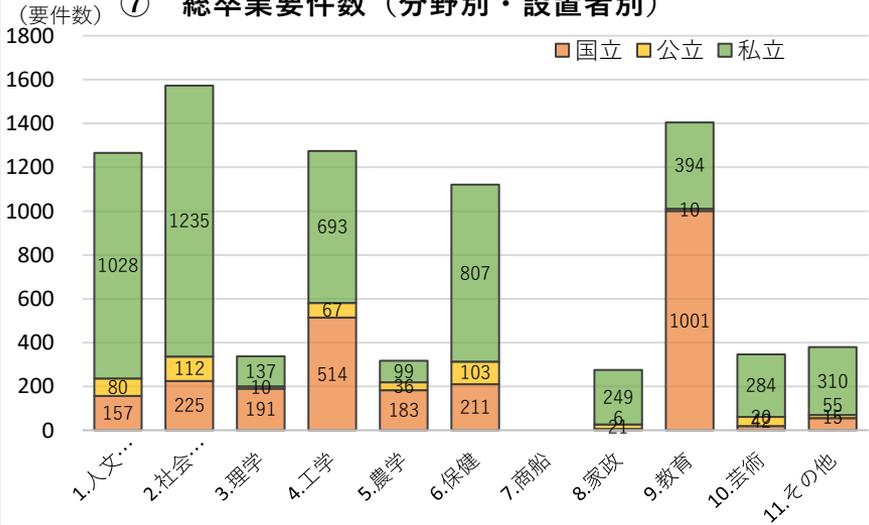


## ⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位）

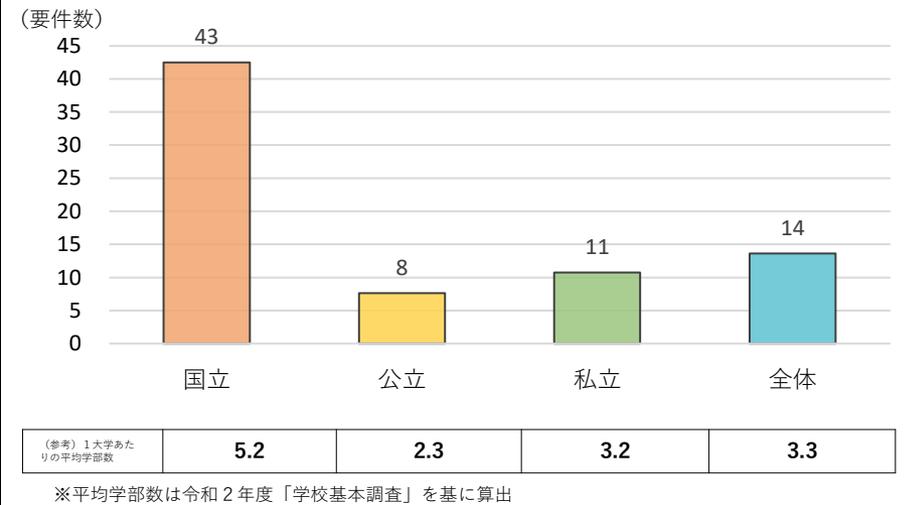
※ 教員数が「0」と回答した3大学のデータは除外  
 ※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



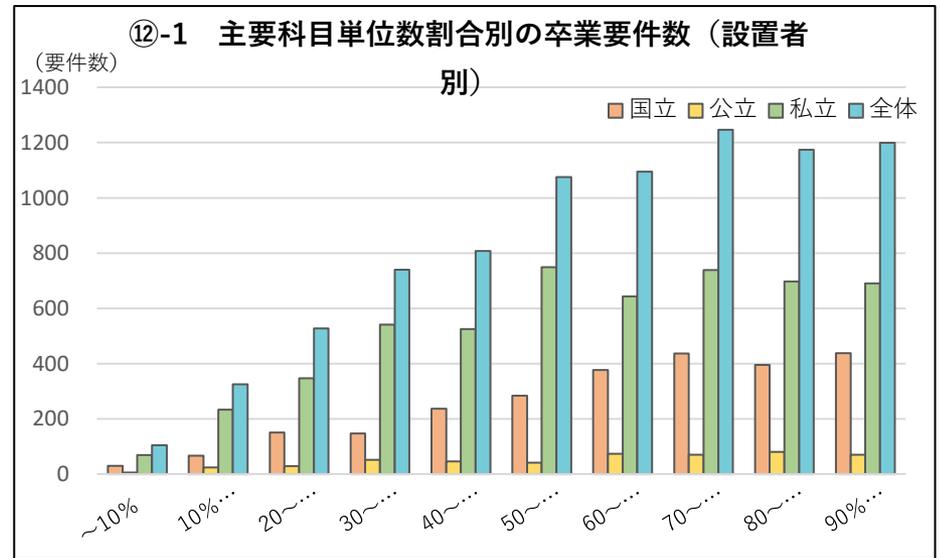
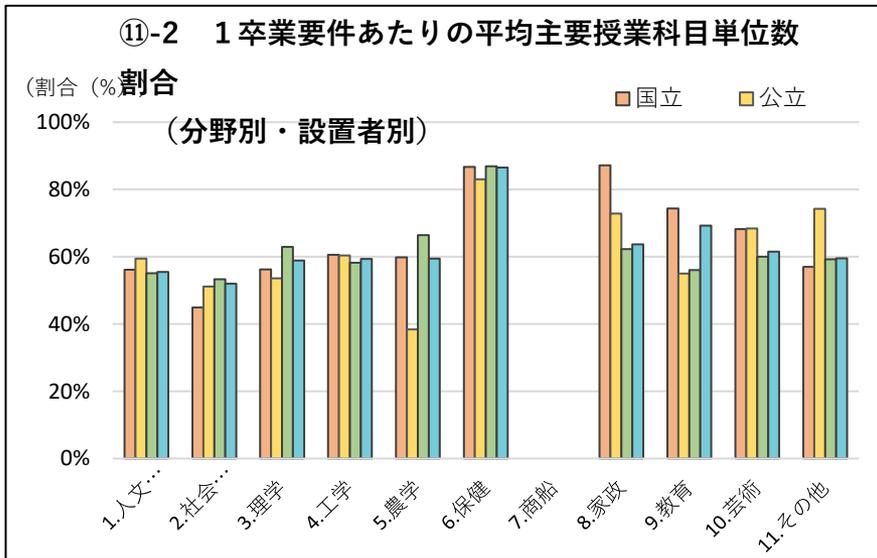
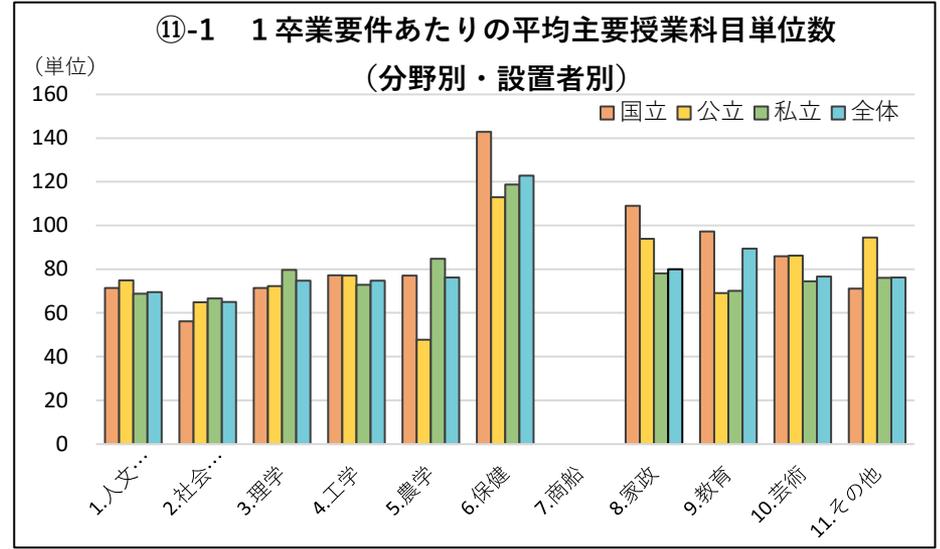
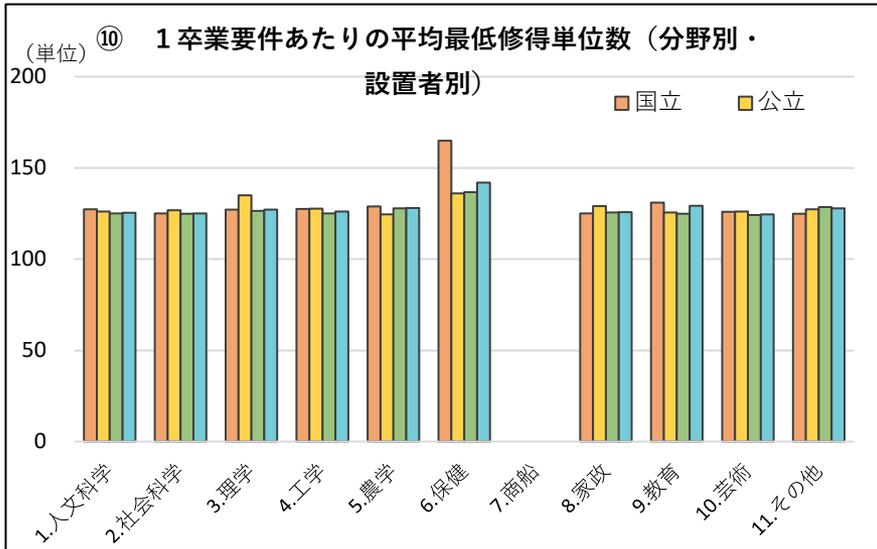
## ⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



## ⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）

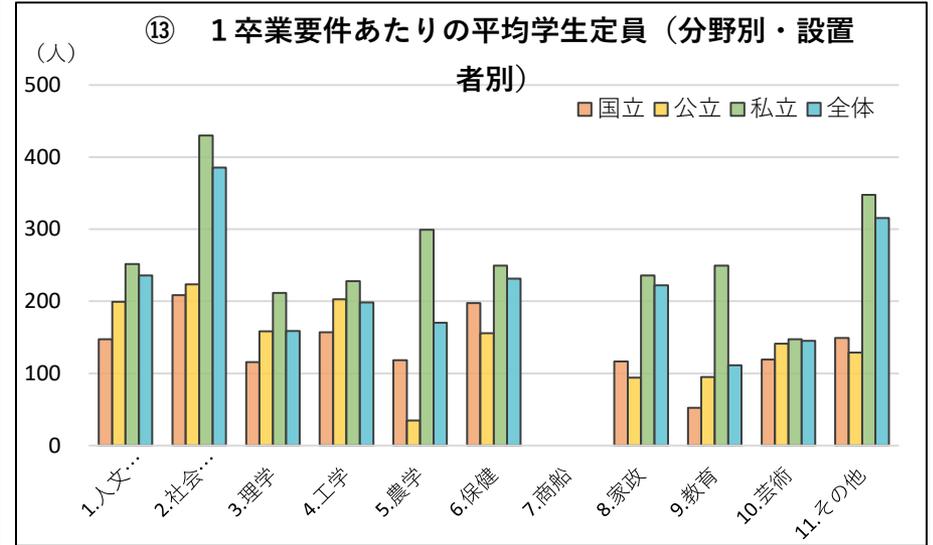
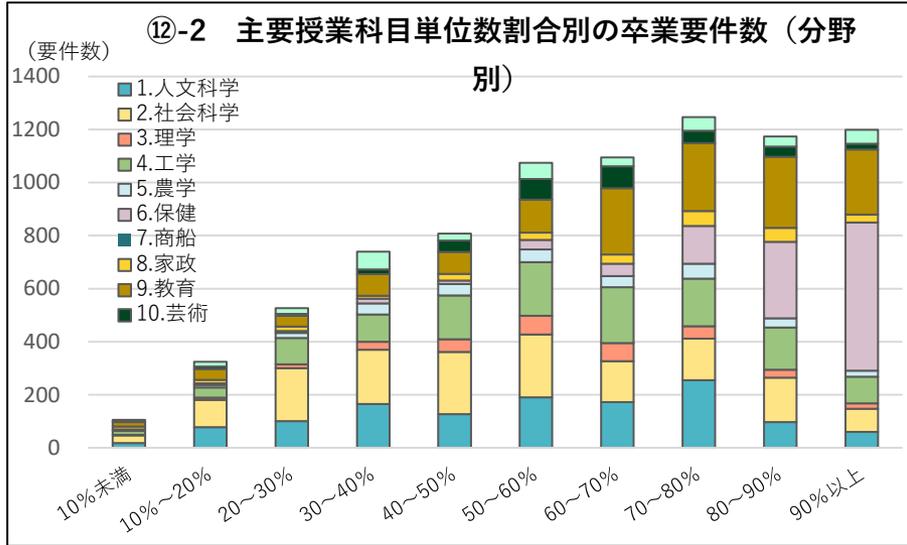


# 大学における授業科目開設状況調査④



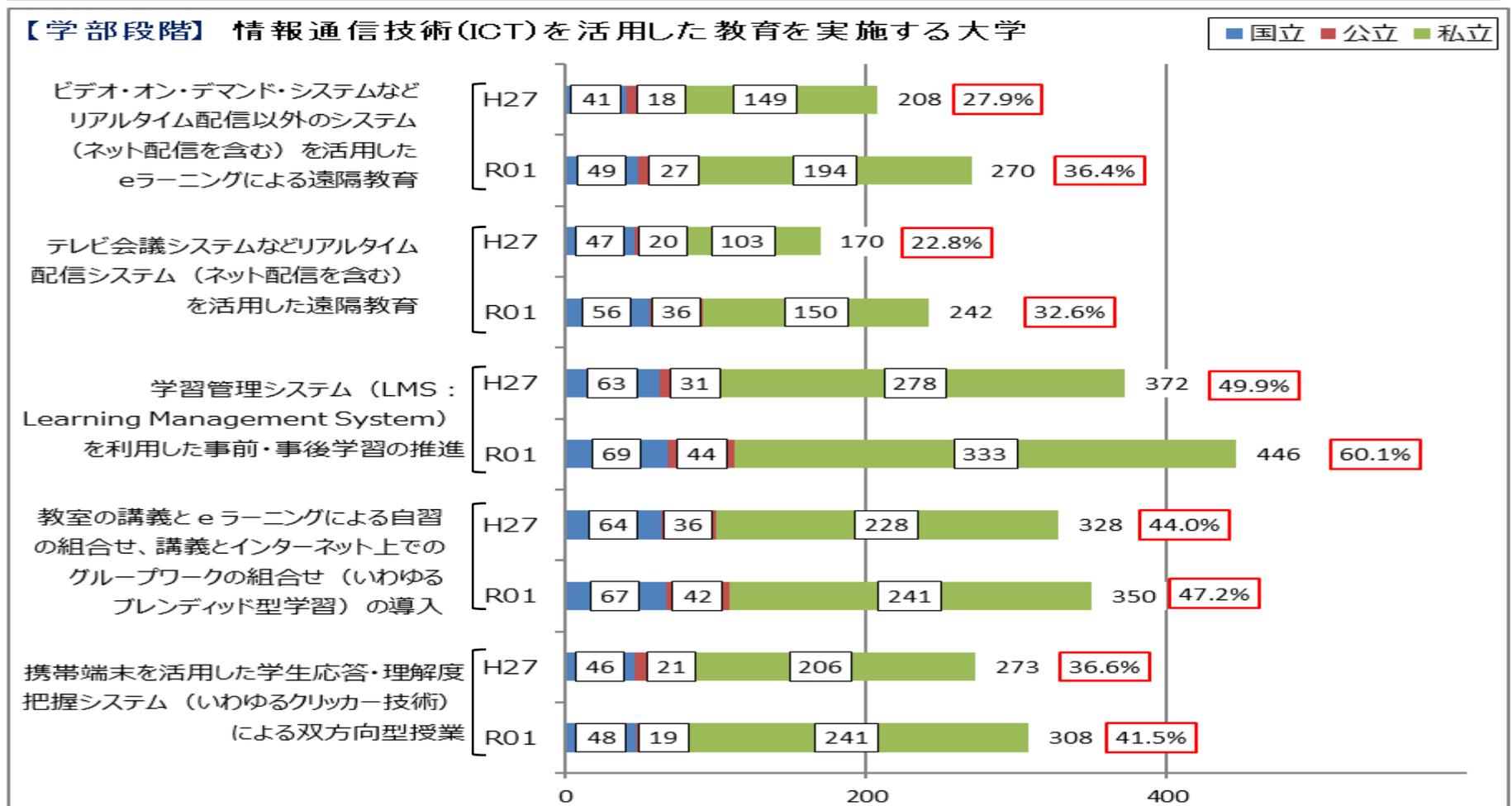
※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数 (例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など)。

# 大学における授業科目開設状況調査⑤



# 情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】：文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

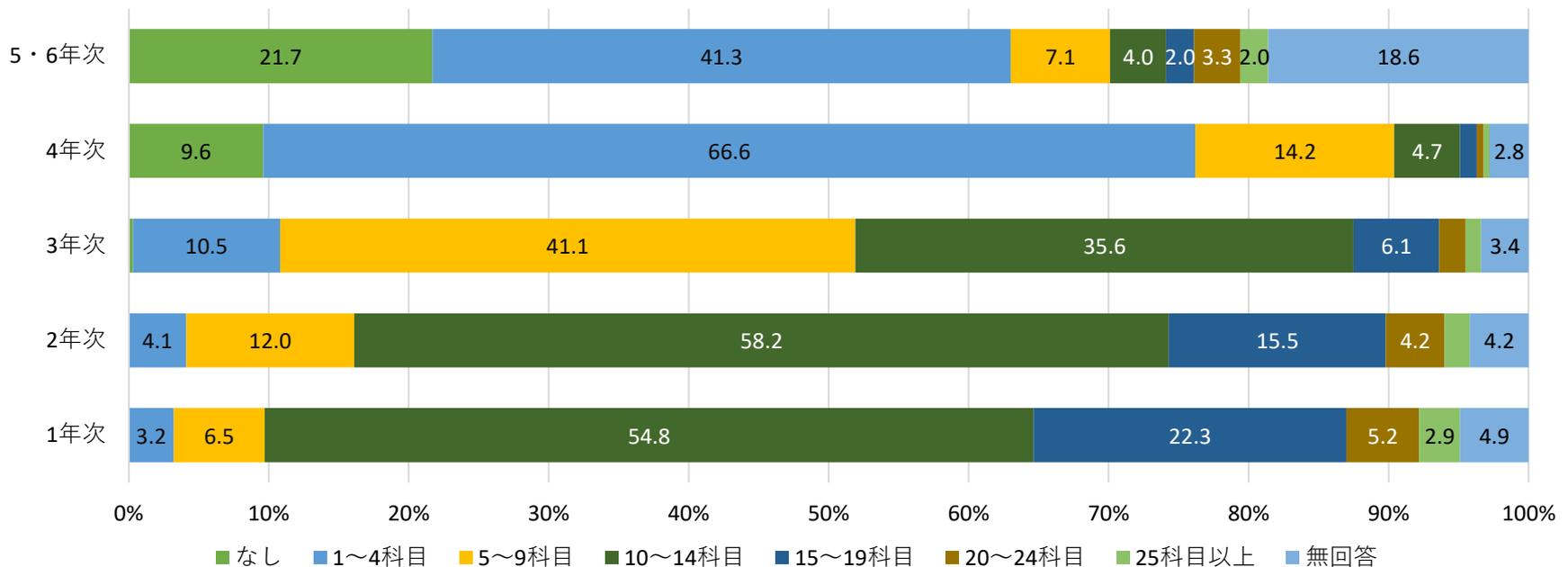
- 学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。
- ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。
- クリッカー技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

## 3-1. 学生の学修に関する資料

## 学年別の履修状況について

- 1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている(1年次2年次ともに最頻値は12科目)。
- 3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める(最頻値は10科目)。
- 4年次(「医・歯・薬」を除く)になると最頻値は1科目(29.3%)であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

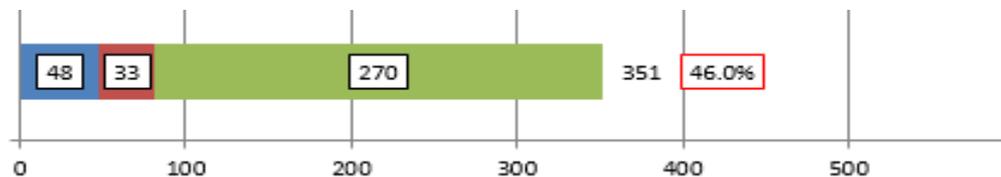


出典：国立教育政策研究所調査(平成28年度)より文科省で作成

# 教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

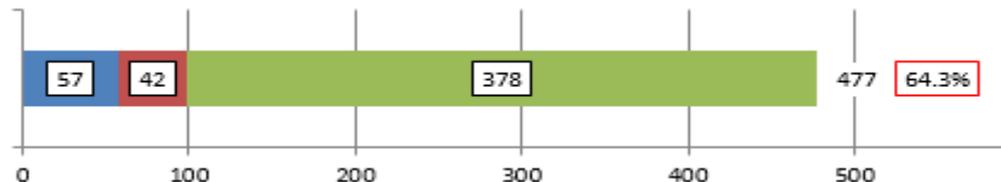
- 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が46%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約64%にそれぞれとどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約60%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約53%にとどまっている。

## ○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置

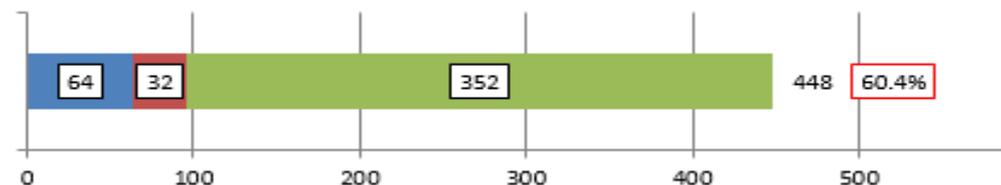


すべてのグラフについて、単位は（大学数）

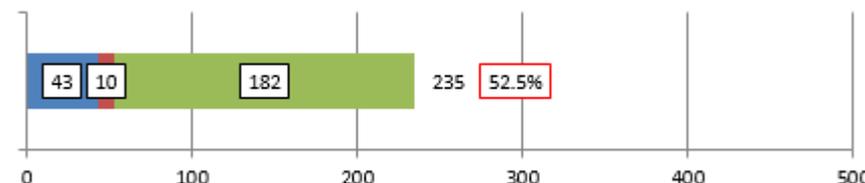
## ○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



## ○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



## ○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



# 大学における教育内容等の改革状況について

## ○授業科目・教育課程の編成・実施関係

- ・ナンバリングを実施する大学:451大学(61%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:580大学(78%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:654大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:707大学(95%)
- ・大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:624大学(84%)
- ・TAを配置する大学:511大学(67%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:311大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:477大学(64%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:730大学(98%)
- ・シラバスに準備学修に関する具体的な指示を記載する大学:659大学(89%)
- ・シラバスに準備学修に必要な学修時間の目安を記載する大学:456大学(62%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:730大学(98%)
- ・全ての科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:40大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:209大学(28%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:321大学(43%)

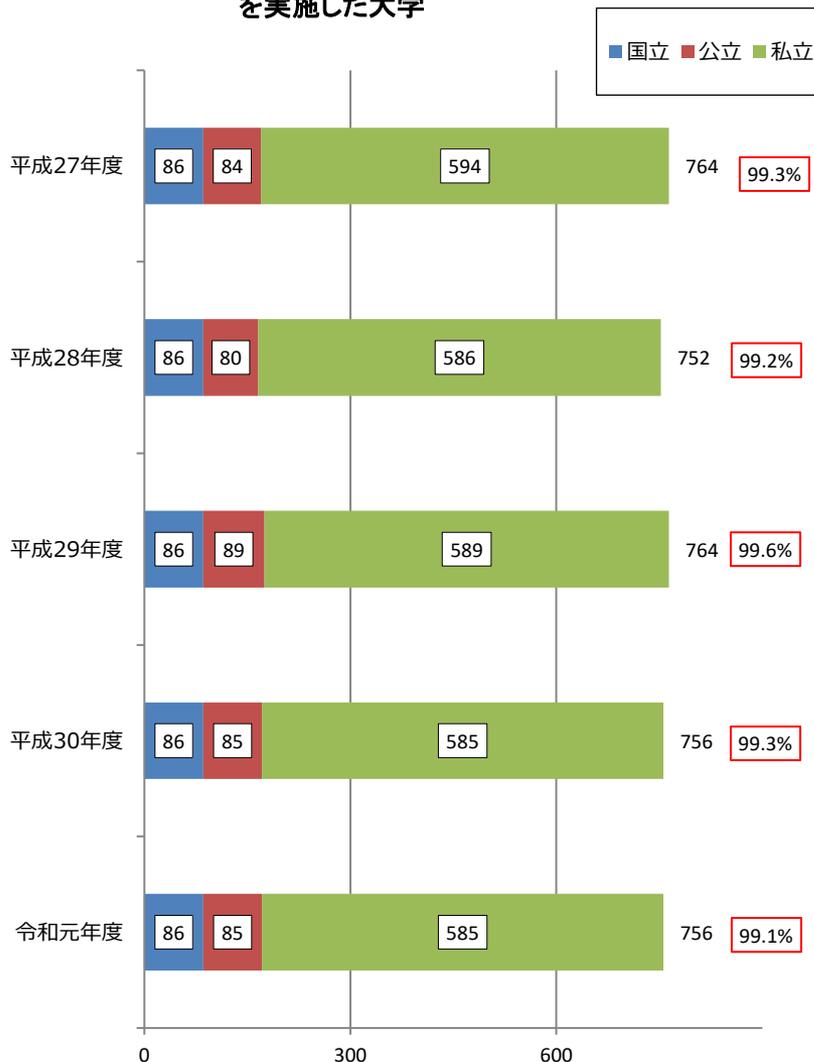
## ○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:720大学(97%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:613大学(83%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:234大学(32%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:645大学(87%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:448大学(60%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:87大学(12%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:455大学(61%)

# 学生による授業評価の実施状況に関するデータ

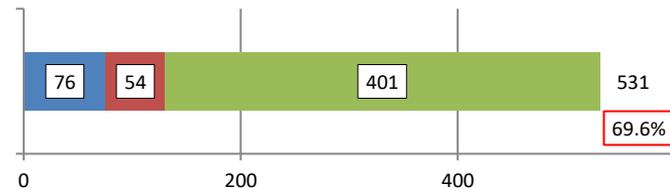
令和元年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100%）、公立85大学（100%）、私立585大学（約99%）、国公私立全体で756大学（約99%）となっている。

## 【大学全体】全学部・全研究科で学生による授業評価を実施した大学

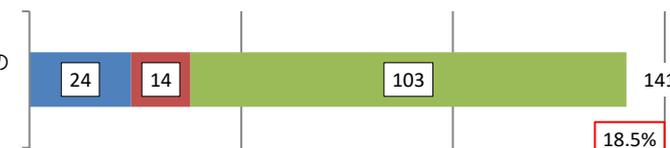


## ○授業評価に関する特徴的な取組

授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている



大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている



学生を教育改善委員として任命している



学生が課外活動で教育改善活動に参加している



学生企画型、もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設している

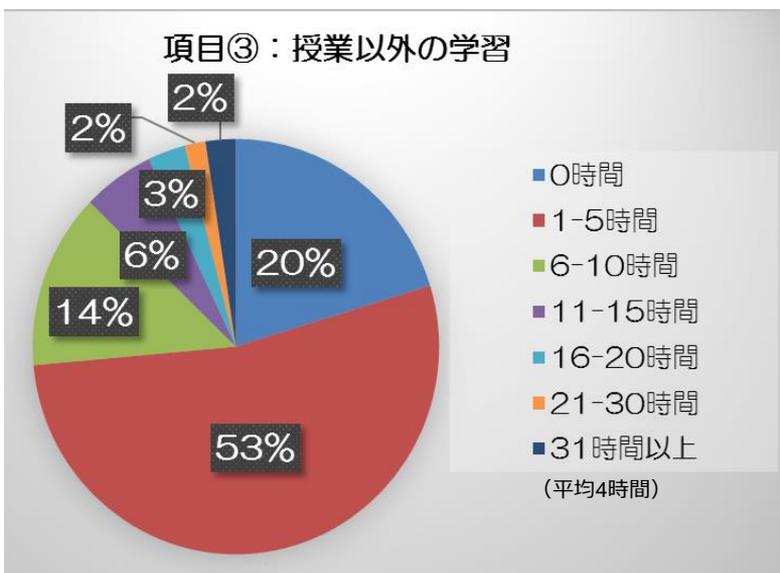
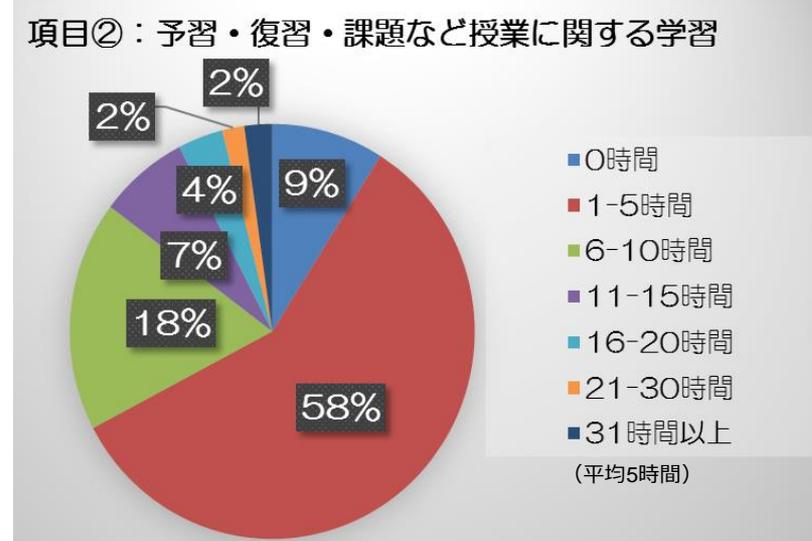
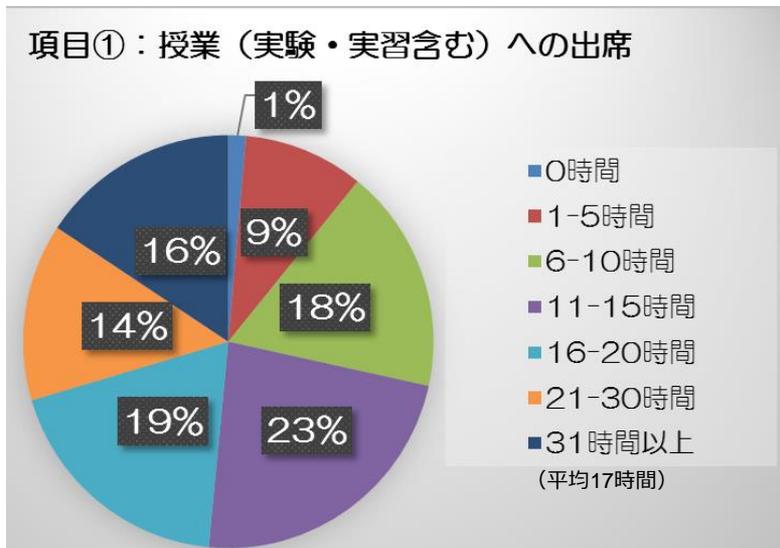


ファカルティ・ディベロップメント活動に学生が参加している



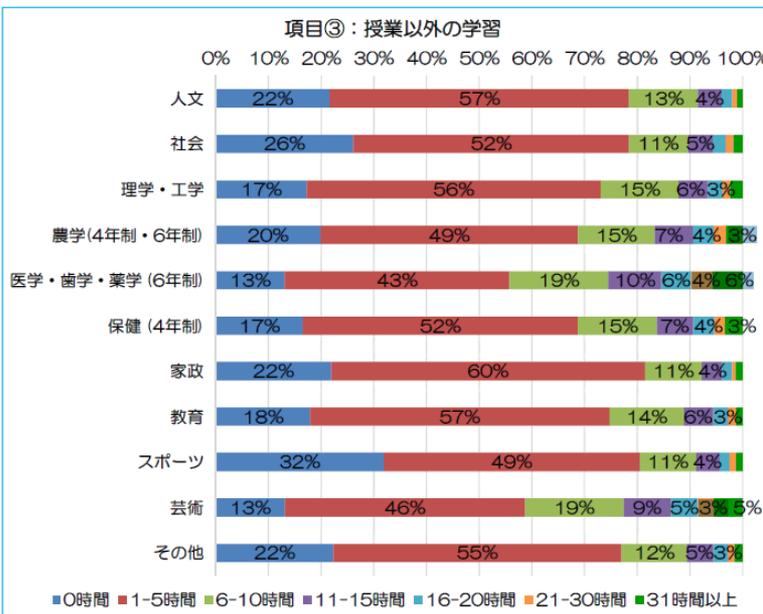
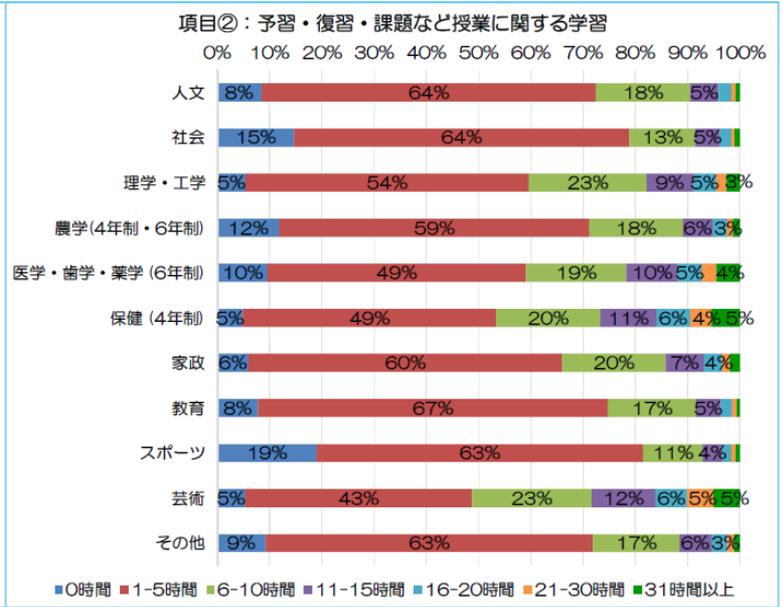
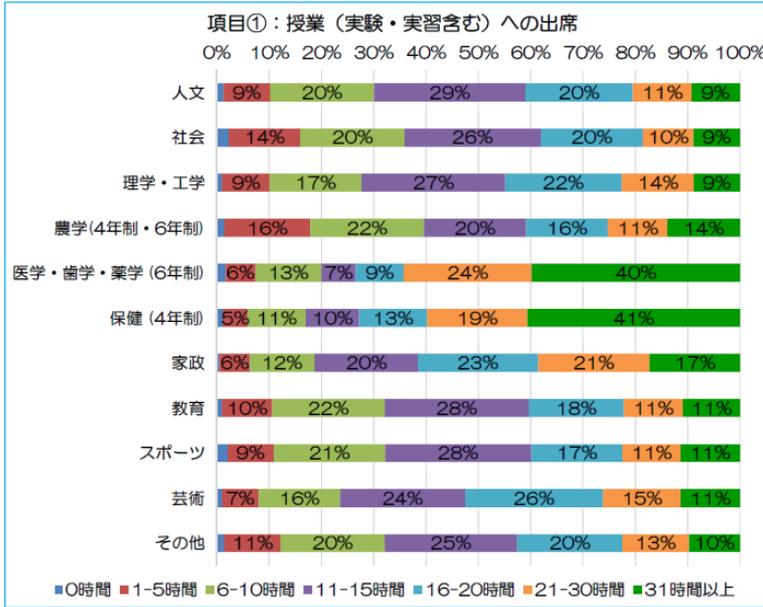
# 授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

# 授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



※学部分野の区分は以下のとおり。  
 人文：文学、哲学、外国語学等  
 社会：法学、政治学、経済学等  
 理学・工学：数学、理学、工学等  
 農学(4年制・6年制)：農学、獣医学、水産学等  
 医学・歯学・薬学(6年制)：医師、歯科医師、薬剤師の養成を目的とする学部  
 保健(4年制)：薬学(4年制)、看護学、医療技術学等  
 家政：家政学、食物学、被服学等  
 教育：教育学、教員養成を目的とする学部等  
 スポーツ：体育学等  
 芸術：美術、デザイン、音楽等  
 その他：上記の分類に当てはまらない学部

※平均の値については、1-5時間を「3時間」、  
 6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、  
 16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、  
 31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から  
 除かずに算出。

# 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」について

## 概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識等**について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和3年度については、本格実施に向けて**適切な調査対象や設問項目等の調査設計を固めることを目的**に実施。

## 背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

## 目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

## 実施概要

### 【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学582校、短期大学157校

### 【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

### 【調査時期】

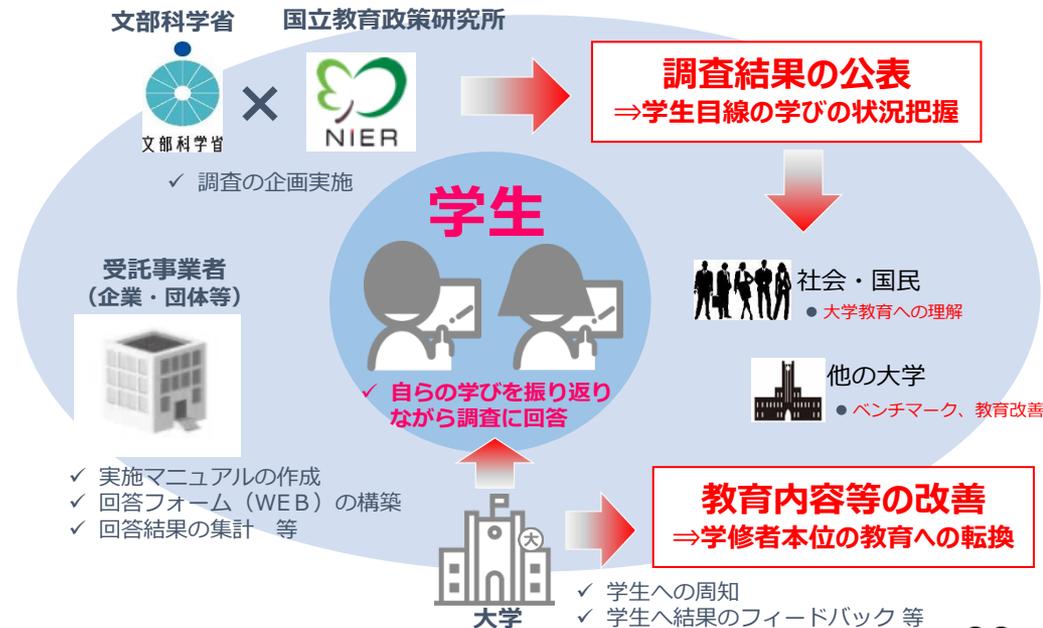
- 令和4年1月31日～2月28日  
（結果の公表：令和4年夏頃）

### 【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等  
（選択式60問程度・記述式2問）

### 【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



# 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目①

文部科学省では、学生の皆さん一人一人の学びの実態を把握し、大学教育を改善していくための「全国学生調査」を実施します。（この調査では短期大学も「大学」と表記します。）

いただいた回答は、匿名により個人が特定されない形で所属大学へ提供し、各大学の教育改善に活用していただきます。（本人以外はどなたが回答したかわかりません。）

この機会に、皆さんの声をぜひ聞かせてください。（所要時間：約10分）

1. あなたが在籍する学部（学科）を選択してください。
2. 学部（学科）の分野を選択してください。（自動表示）
3. あなたの学年を選択してください。

## 問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどれくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

4. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
5. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。
6. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
7. 予習・復習などの自主学習について授業やシラバスで指示があった。
8. 教員以外にアシスタントなどが配置され、補助的な指導があった。
9. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末試験は除く
10. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。
11. グループワークやディスカッションの機会があった。
12. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
13. 語学科目以外で、主に英語で行われる授業があった。

## 問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

14. 大学生活全般について相談する機会
15. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目
16. 研究室やゼミでの少人数教育
17. 授業時間以外で、教員に質問や学習の方法を相談する機会
18. 授業時間以外で、他の学生と一緒に学習する機会
19. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職・進学相談）
20. 5日間以上のインターンシップ

21. 3か月以上の海外留学・海外研修
22. 3か月未満の海外留学・海外研修
23. 海外の大学等が提供するオンライン授業（オンライン留学）
24. オンラインで海外の大学等の学生と交流する機会
25. 学内で自分と異なる文化圏の学生と交流する機会
26. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

## 問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

27. 専門分野に関する知識・理解
28. 将来の仕事につながるような知識・技能
29. 文献・資料を収集・分析する力
30. 論理的に文章を書く力
31. 人に分かりやすく話す力
32. 外国語を使う力
33. 統計などデータサイエンスの知識・技能
34. 問題を見つけて解決方法を考える力
35. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力
36. 多様な人々の理解を得ながら協働する力
37. 幅広い知識、ものの見方
38. 異なる文化に関する知識・理解

## 問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

39. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
40. 大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている力（※）を理解している。 ※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
41. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
42. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
43. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
44. 知識やスキルを組み合わせる一つのものをつくり出す力が必要と感じている。
45. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
46. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

# 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目②

**問5 今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間は、それぞれどのくらいですか。**

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

- 4 7. 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む
- 4 8. 卒業論文・卒業研究・卒業制作
- 4 9. 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く
- 5 0. 授業の予習・復習・課題以外の学習  
（学問に関係する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）
- 5 1. 部活動／サークル活動
- 5 2. アルバイト／定職
- 5 3. 趣味／娯楽／交友
- 5 4. スマートフォンの使用 ※学習のために使用している時間は除く

**問6 今年度の授業期間中にキャンパスへ通った日数は、1週間でそれぞれ何日くらいですか。**

（選択肢：0日、1日、2日、3日、4日、5日以上）

- 5 5. 前期（4月～9月）
- 5 6. 後期（10月～3月）

**問7 昨年度と今年度に受けた授業のうち、次の授業形態の割合はそれぞれどのくらいですか。**

（選択肢：①0割、②1-3割、③4-6割、④7-9割、⑤9割以上）

※昨年度（令和2年度）／今年度（令和3年度）それぞれについて回答

- 5 7. 同時双方向型オンライン授業の割合  
（教員や他の学生と同時かつ双方向で質疑やディスカッションを行う授業）
- 5 8. オンデマンド型オンライン授業の割合  
（あらかじめ録画された映像等を使用した授業）

**問8 これまでに受けたオンライン授業（同時双方向型／オンデマンド型）の良かった点・悪かった点について、当てはまるものを全て選択してください。**

（複数選択）

※同時双方向型／オンデマンド型オンライン授業それぞれについて回答

5 9. 対面授業と比べて良かった点

（選択肢：①授業が理解しやすい、②教員とのやりとりがしやすい、③他の学生とのやりとりがしやすい、④レポート等の課題に取り組みやすい、⑤自分のペースで学習しやすい、⑥自由な場所で授業が受けやすい、⑦講義形式の授業が受けやすい、⑧実験・実習形式の授業が受けやすい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けやすい、⑩当てはまるものはない）

6 0. 対面授業と比べて良くなかった点

（選択肢：①授業が理解しにくい、②教員とのやりとりがしにくい、③他の学生とのやりとりがしにくい、④レポート等の課題が多い、⑤疲労を感じやすい、⑥映像・音声や通信環境により授業が受けにくい、⑦講義形式の授業が受けにくい、⑧実験・実習形式の授業が受けにくい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けにくい、⑩当てはまるものはない）

**問9 大学での学びについて意見がありましたら教えてください。（自由記述）**

**問10 本調査について意見がありましたら教えてください。（自由記述）**

質問は以上です。御協力ありがとうございました。いただいた回答の集計結果は、文部科学省ウェブサイトで公表（令和4年夏予定）しますので、ぜひ御覧ください。

（大学や社会に対して、個人が特定される形であなたの回答内容が公表されることはありませんので、御安心ください。）

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

## 本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要

### ✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、**④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしようことを目的**とする。

### ✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①**試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象**とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。
- ②**第2回試行実施から短期大学を対象に加える**こととする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、**第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象**とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。
- ③**実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）**とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。
- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

### ✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、**匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持**する。
- ②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

### ✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、**選択式50問程度**と自由記述2問程度で構成する。
- ②**第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目**とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

### ✓ 論点5 公表方法について

- ①**試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず**、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②**本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表**すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、**大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う**。なお、**どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要**である。
- ③試行実施の間においても、**自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする**。

### ✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、**本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討**する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

### ✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な**当面の間は、文部科学省が主体となつて国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討**する。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

## 令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和2年8月1日～令和3年3月31日)

### 主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

### 委員

座長 奥 明子 貞静学園短期大学理事長・学長  
河田 悌一 一般社団法人大学基金推進機構理事長、  
前 日本私立学校振興・共済事業団理事長  
岸本 強 島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長  
小林 浩 リクルート進学総研所長、  
リクルート「カレッジマネジメント」編集長  
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授  
清水 一彦 公立大学法人山梨県立大学理事長・学長  
高橋 哲也 大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授  
田中 愛治 早稲田大学総長  
千葉 吉裕 公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長  
服部 泰直 島根大学長  
本山 和夫 学校法人東京理科大学理事長  
両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授  
山田 礼子 同志社大学社会学研究科・学部教授、  
高等教育・学生研究センター長

### <オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長  
・総括研究官

## 令和4年「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和4年1月13日～令和4年7月31日)

### 主な検討事項

- 令和3度「全国学生調査（第2回試行実施）」の調査設計の検討及び調査結果の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

### 委員

座長 奥 明子 貞静学園短期大学理事長・学長  
河田 悌一 関西大学東京センター長、  
前 日本私立学校振興・共済事業団理事長  
岸本 強 島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長  
小林 浩 リクルート進学総研所長、  
リクルート「カレッジマネジメント」編集長  
小林 雅之 桜美林大学国際学術研究科教授  
高橋 哲也 大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授  
竹中 洋 京都府立医科大学学長  
田中 愛治 早稲田大学総長  
千葉 吉裕 前 公益財団法人日本進路指導協会理事・  
調査部長  
服部 泰直 島根大学長  
本山 和夫 学校法人東京理科大学会長  
両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科教授  
山田 礼子 同志社大学社会学研究科・学部教授、  
高等教育・学生研究センター長

### <オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長  
・総括研究官

## 3-2. 学修者本位の教育の実現に向けた取組について

# 高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

## 「学校教育法施行規則の改正」

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

#### 大学教育の 質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

#### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## 「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

### （主な内容）

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
  - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

# 教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといった好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラムレベル」

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、専攻・副専攻

「授業科目レベル」

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

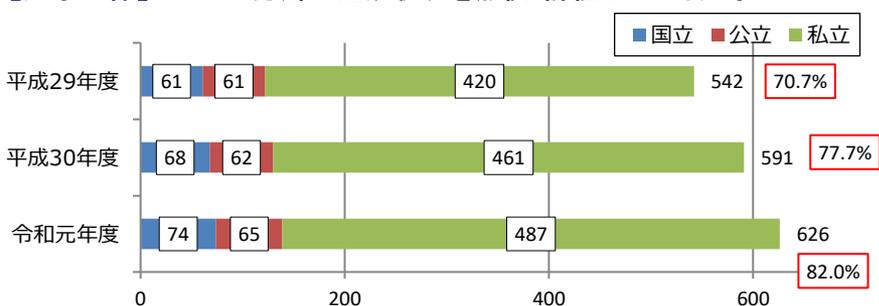
項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

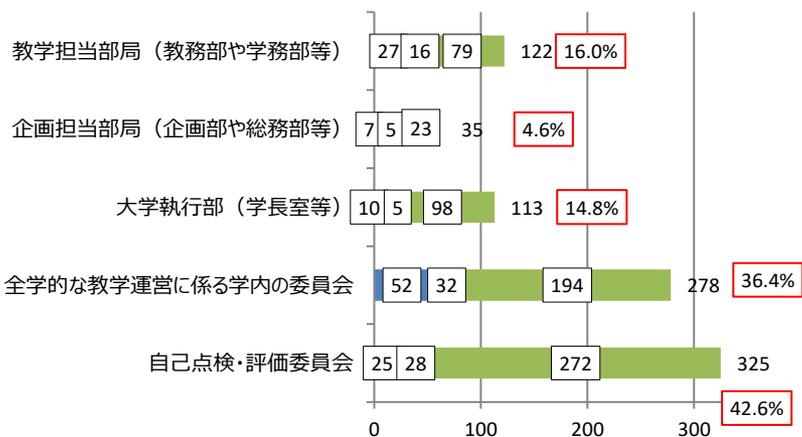
学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

# 組織的・体系的な教育改善に関するデータ

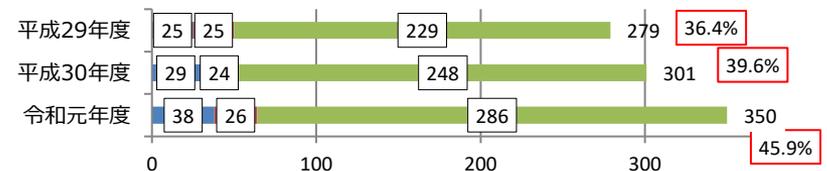
## 【大学全体】 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学



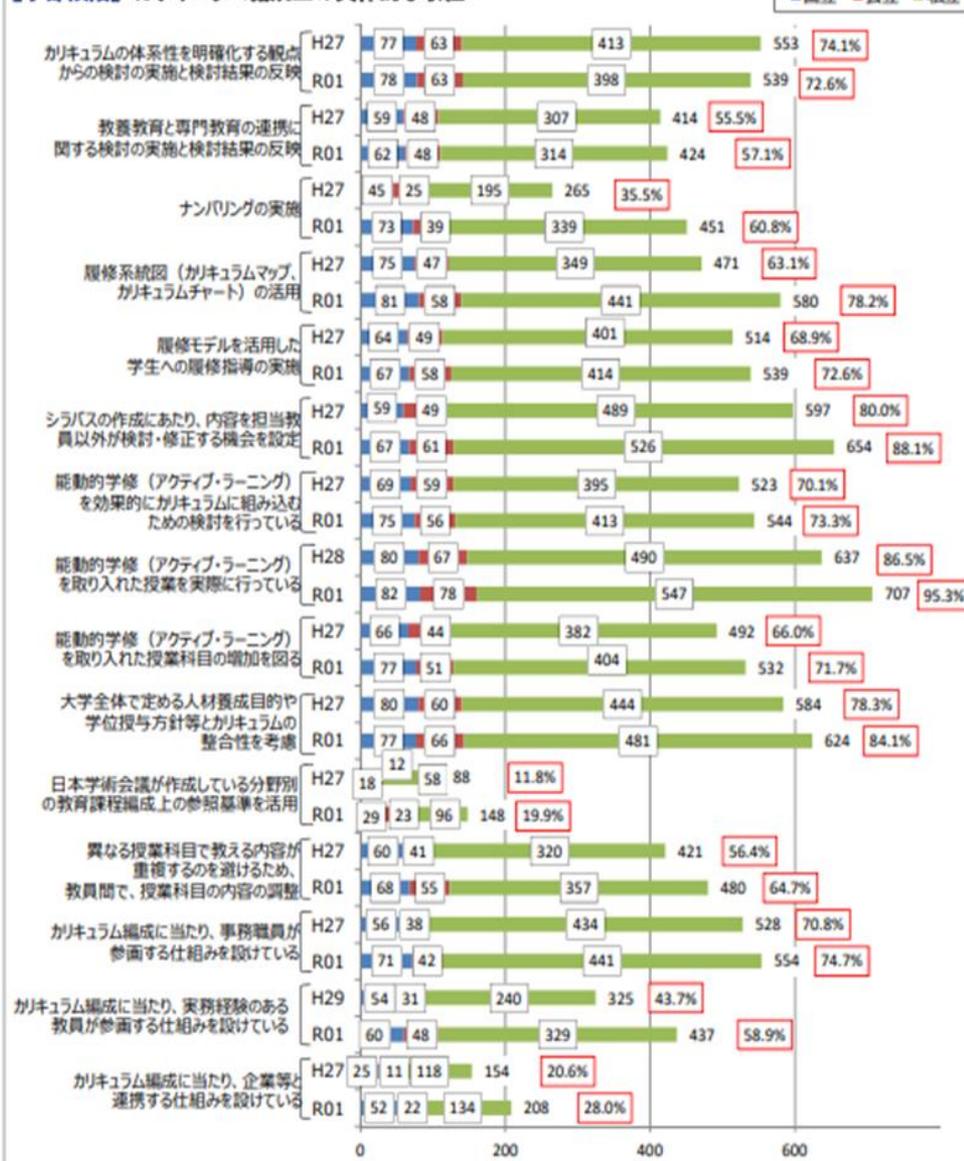
### ○確認・点検の主体



### ○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学

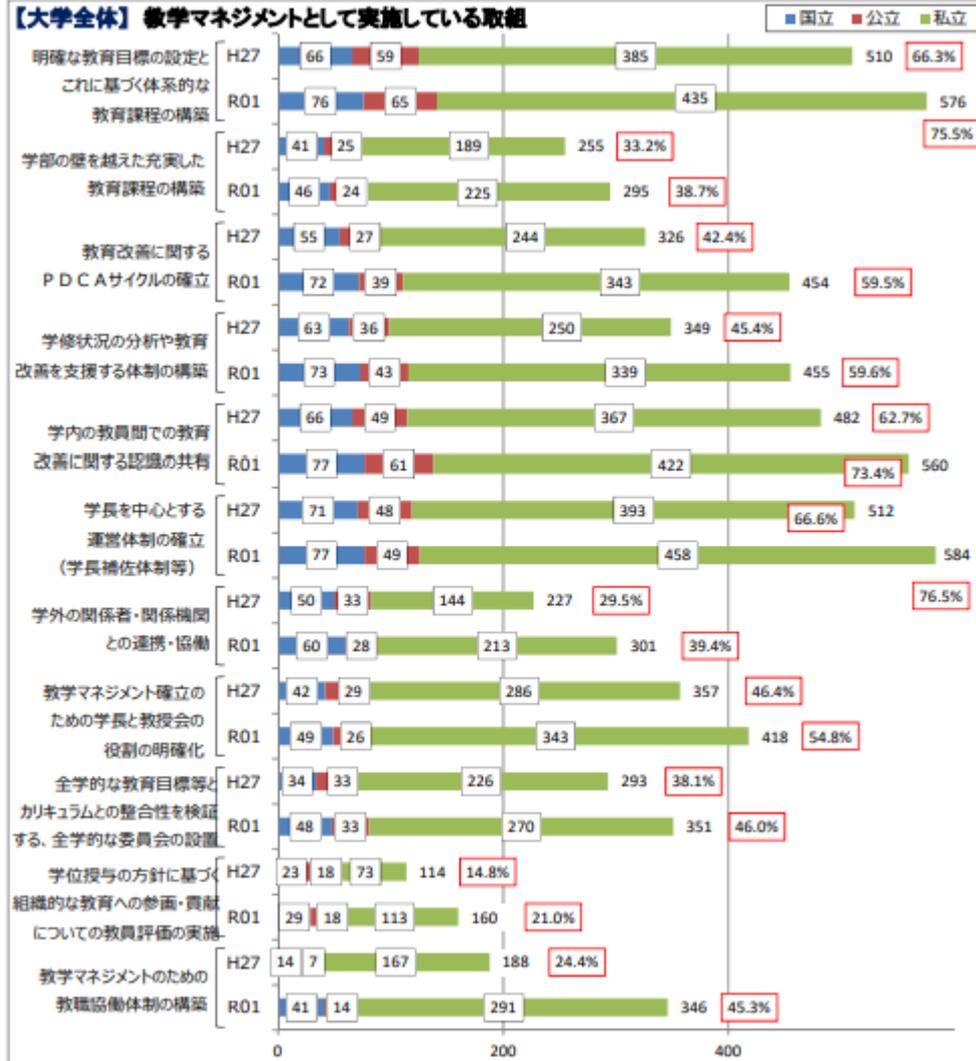
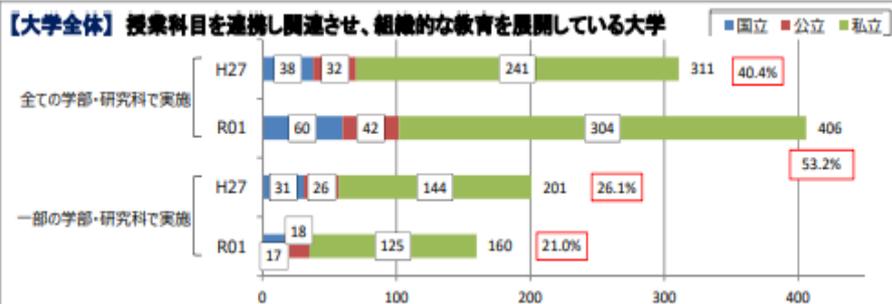


## 【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組

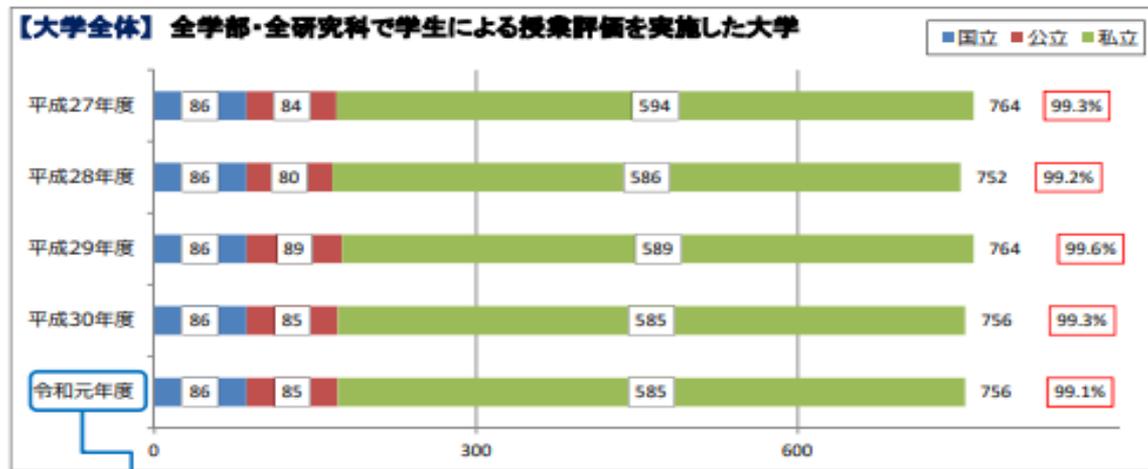


(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

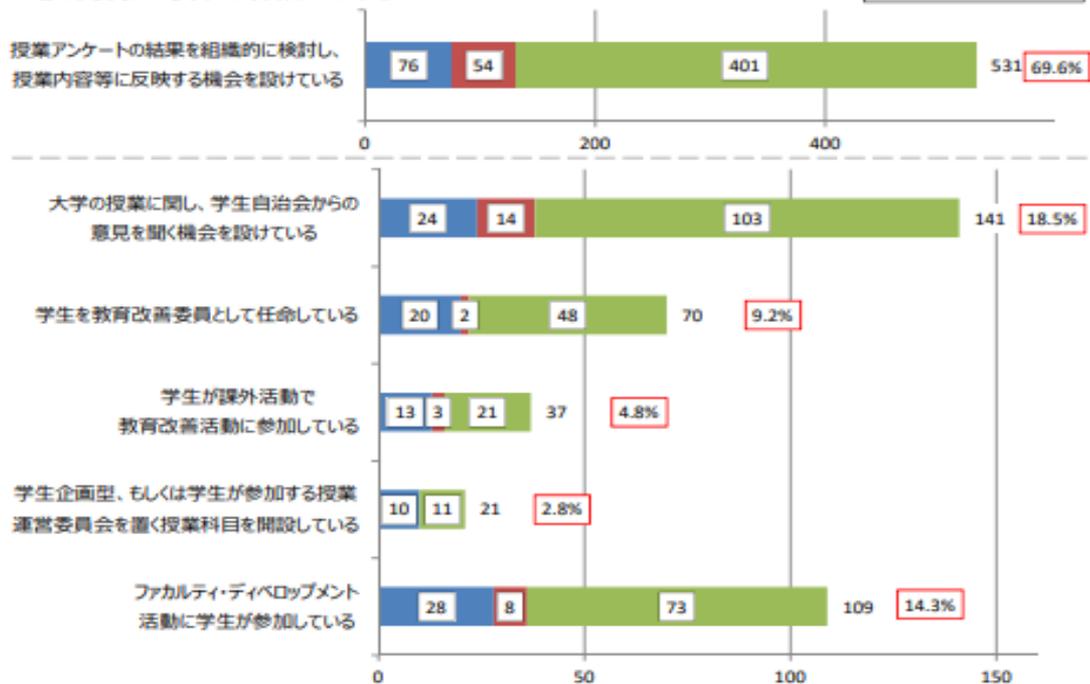
# 組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



# 学生による授業評価等に関するデータ



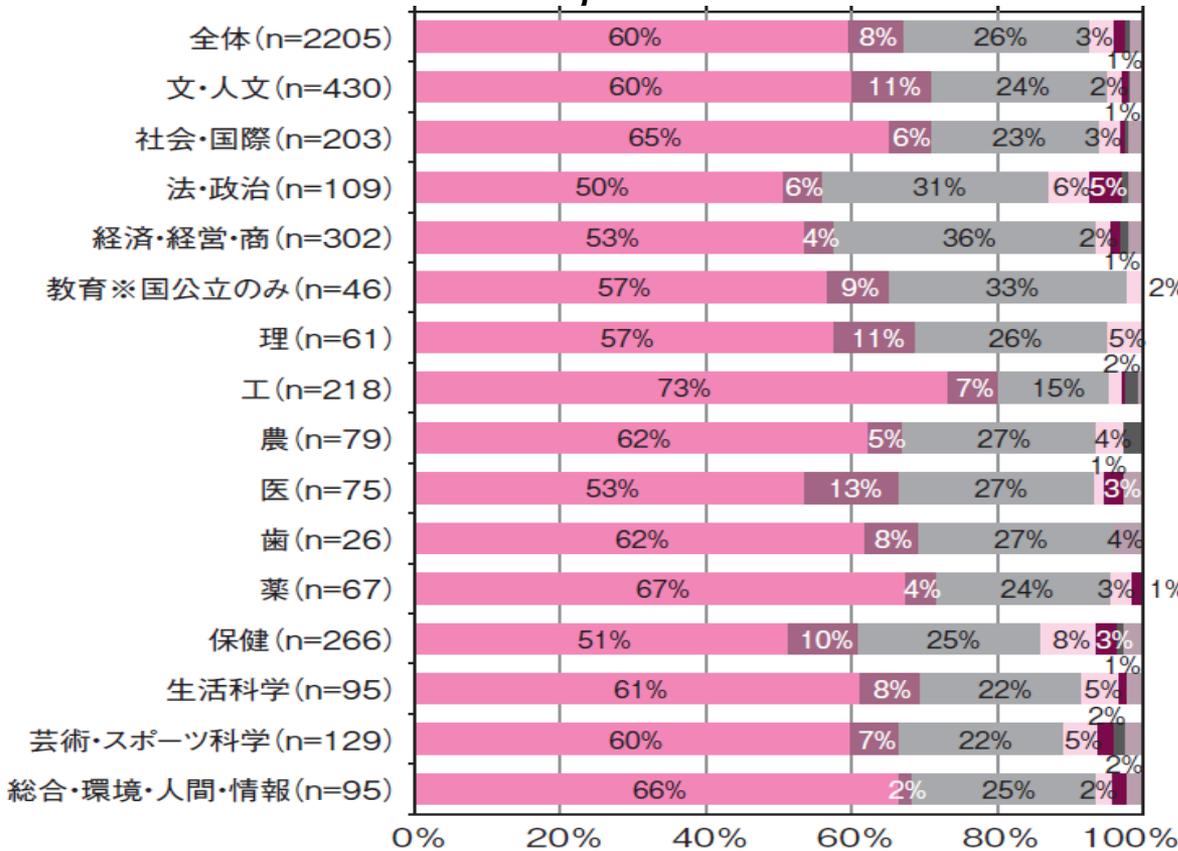
## ○授業評価に関する特徴的な取組



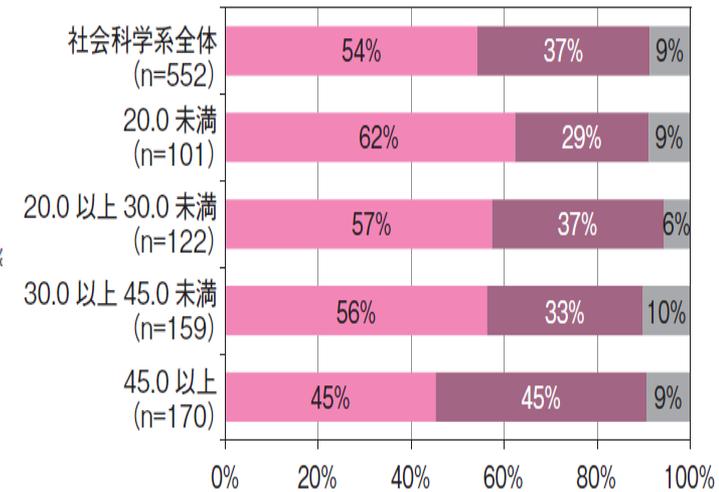
# ST比が高い社会科学系学部は、アクティブ・ラーニングの実施率が比較的低い

○アクティブ・ラーニングを「学部全体で実施」している学部は約6割であり、「一部の学科・コースで実施」、「一部の教員で実施」まで含めると93%がアクティブ・ラーニングを実施。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、学部全体でのアクティブ・ラーニング実施率が低い。

### アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施状況(学部系統別)



### 社会科学系学部における、ST比とアクティブ・ラーニング実施率の関係



■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部で実施 ■ 3.実施していない

(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。大学全体で17.7なのに対して、法・政治分野は38.0、経済・経営・商分野は39.4と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2018年)

■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部の学科・コースで実施 ■ 3.一部の教員で実施  
■ 4.検討中 ■ 5.検討していない ■ 6.その他 ■ 未回答

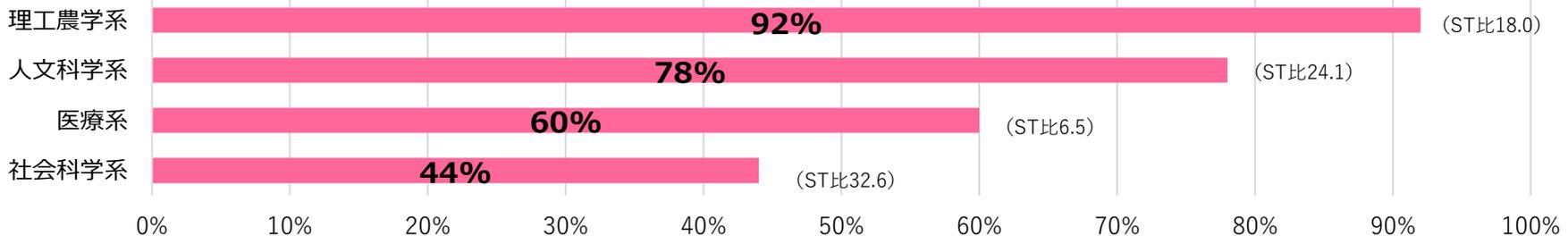
# ST比が高い学部は、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が比較的低い傾向

○「卒業論文・卒業研究の必修化」を学部全体で行う学部は66%であり、学部系統別で見ると理工農学系が92%と高く、人文科学系は78%、医療系は60%、社会科学系は44%であった。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が低い。

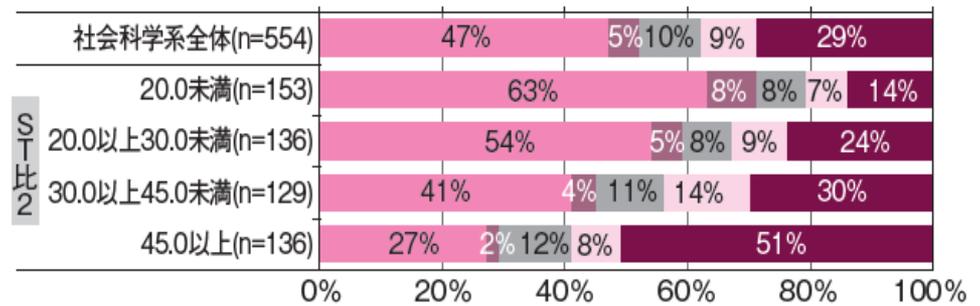
## 卒業論文・卒業研究の必修化の実施状況



## 卒業論文・卒業研究の必修化を「学部全体で実施」している割合（学部系統別）



## 社会科学系学部における、ST比と卒業論文・卒業研究必修化の実施率の関係性



(備考) ST比とは、教員(兼務者含む)一人当たりの学生数のこと。  
大学全体で17.8なのに対して、法・政治分野は36.1、経済・経営・商分野は35.8と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2017年)より作成

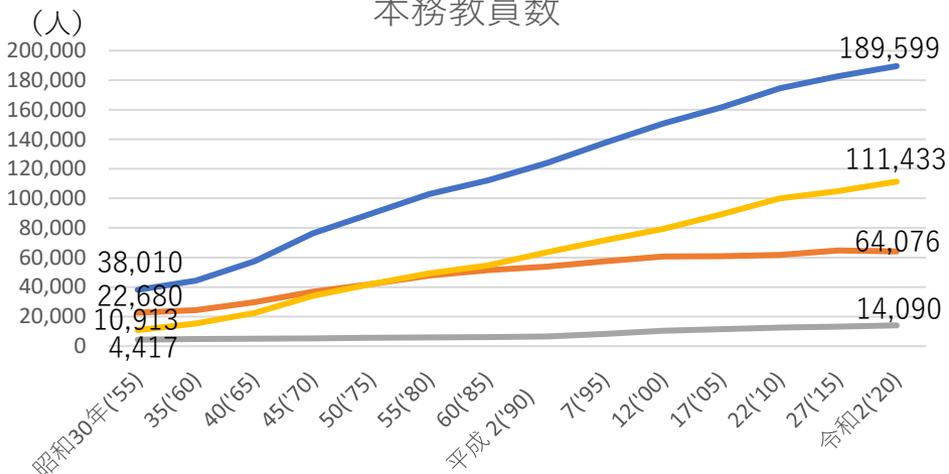
■ 1.学部全体で実施 ■ 2.一部の学科で実施 ■ 3.一部の教員で実施  
 ■ 4.検討中 ■ 5.検討していない

# 教員に関するデータ①

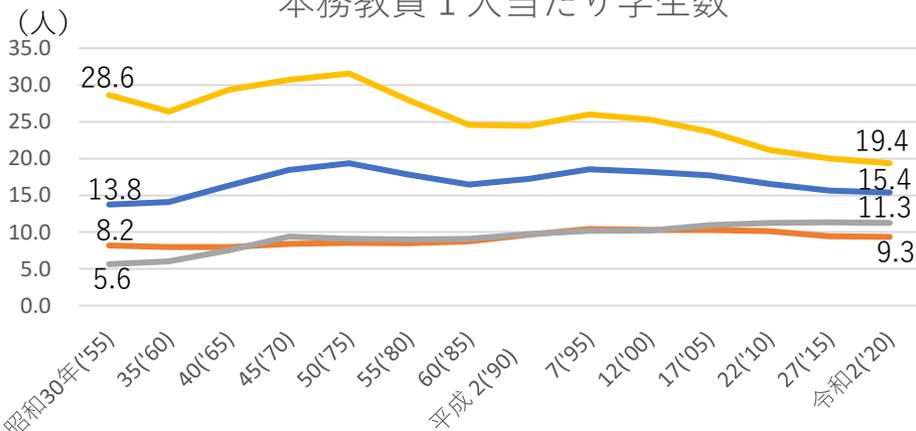
大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。

計 国立 公立 私立

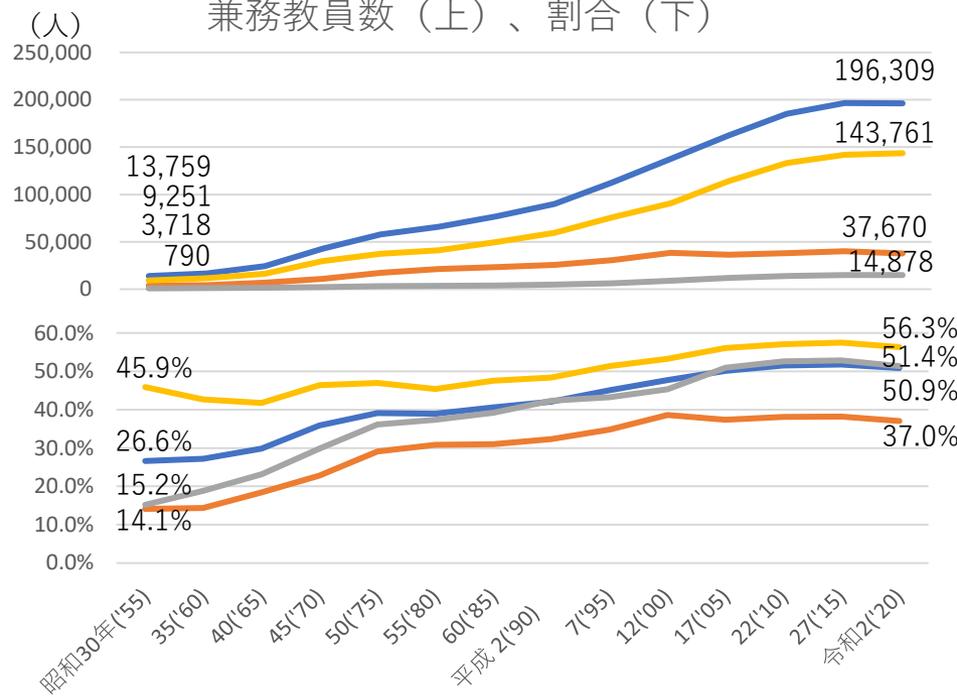
### 本務教員数



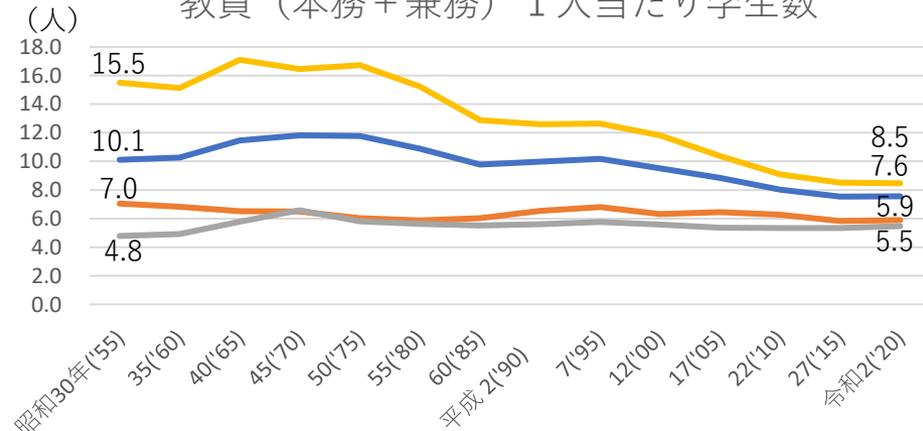
### 本務教員1人当たり学生数



### 兼務教員数（上）、割合（下）



### 教員（本務+兼務）1人当たり学生数



出典：学校基本調査（5月1日時点）

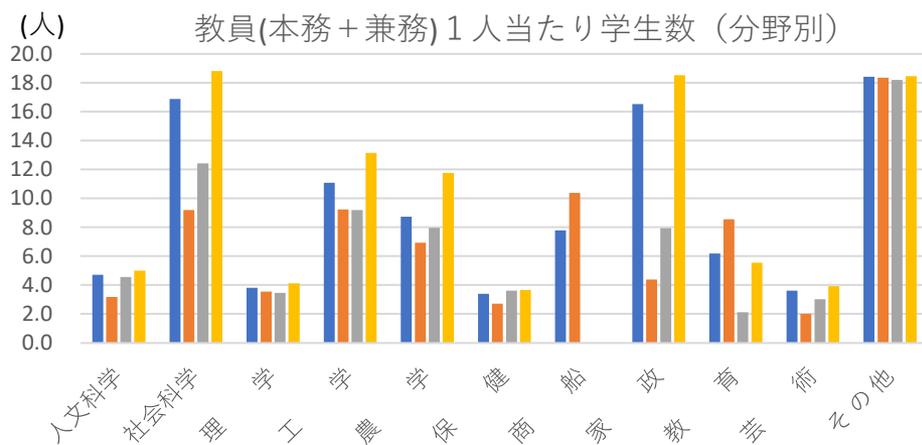
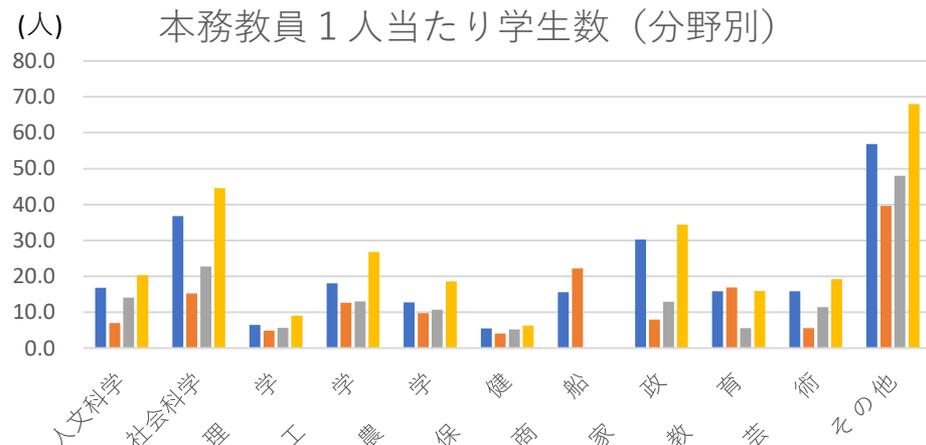
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

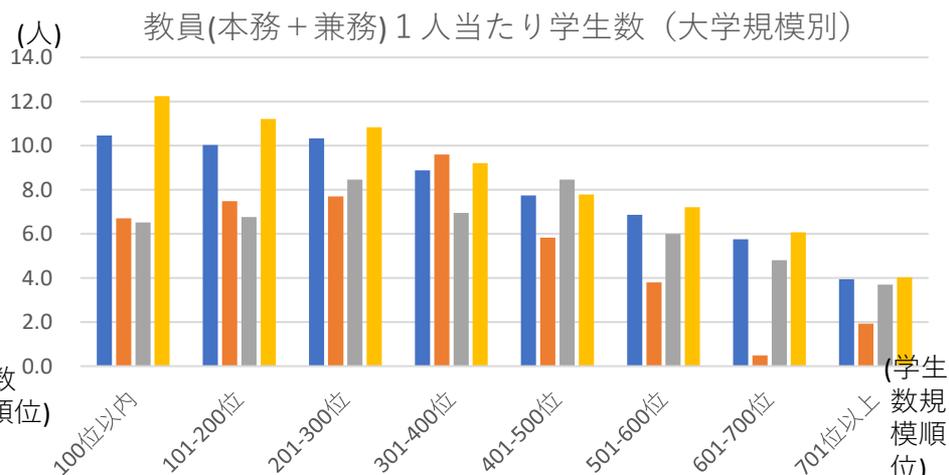
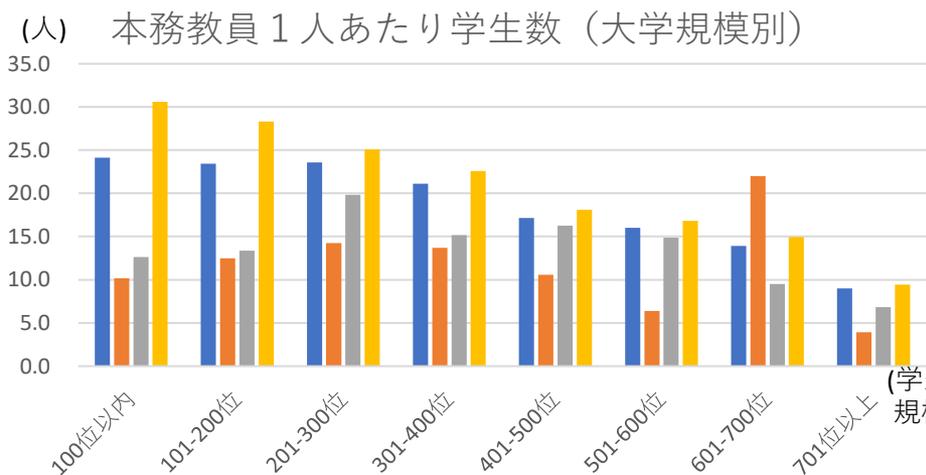
# 教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成  
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」  
 兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

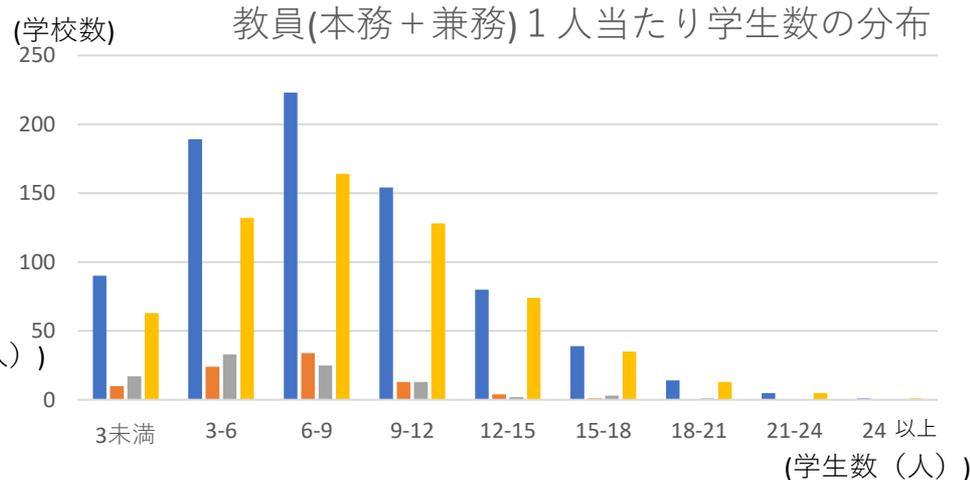
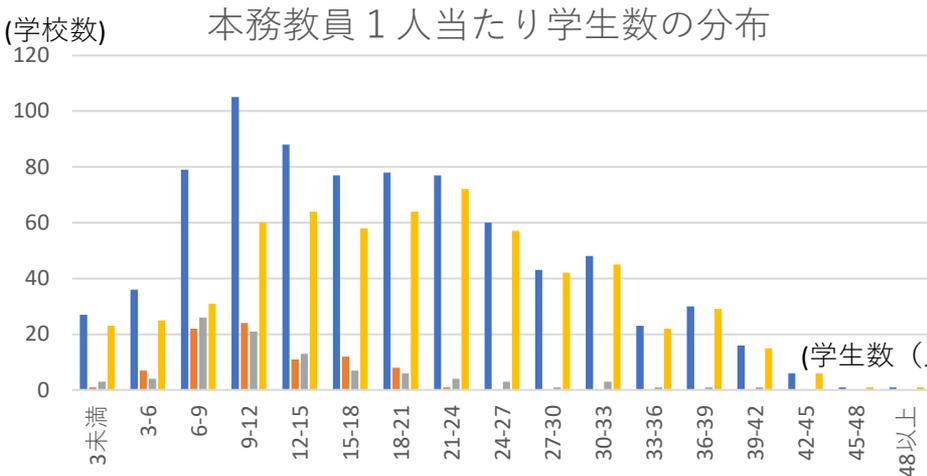
注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

# 教員に関するデータ③

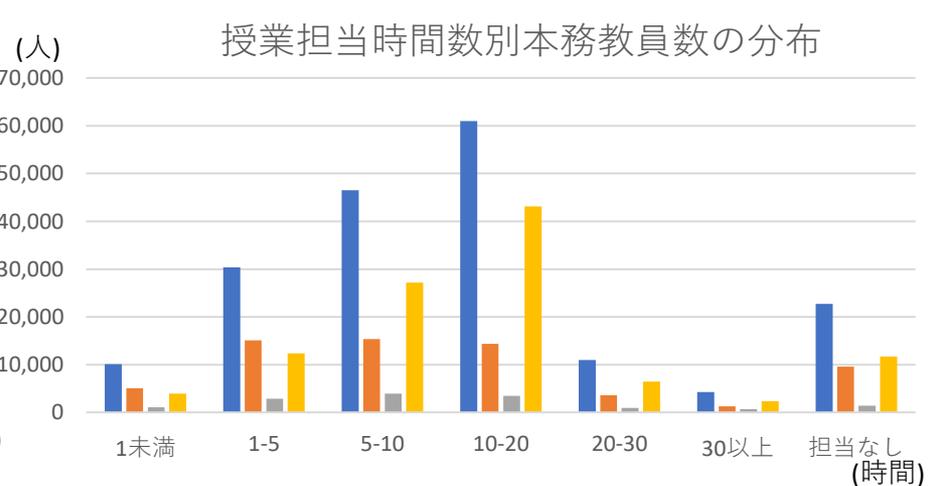
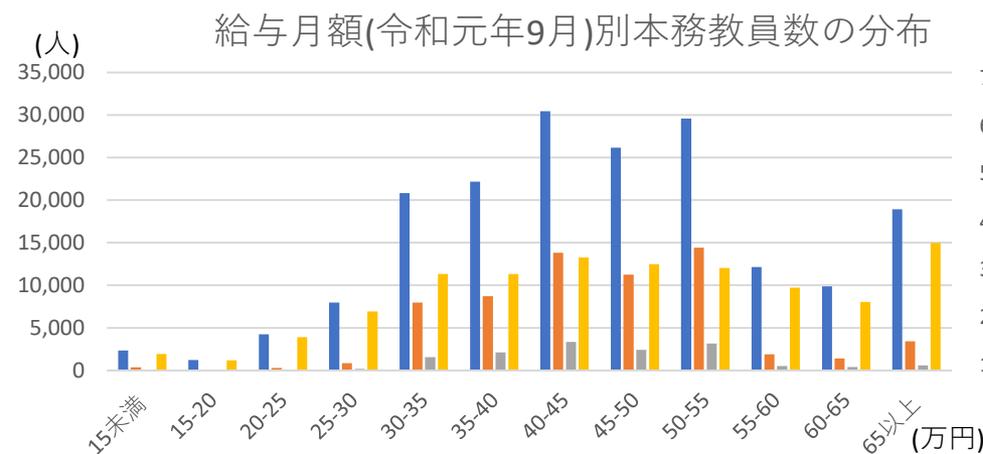
- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

# クロスアポイントメント制度の実施状況

## ○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

## ○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

### 1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

### 2. 自機関からの出向

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

## ○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への送出的実績数を指す。

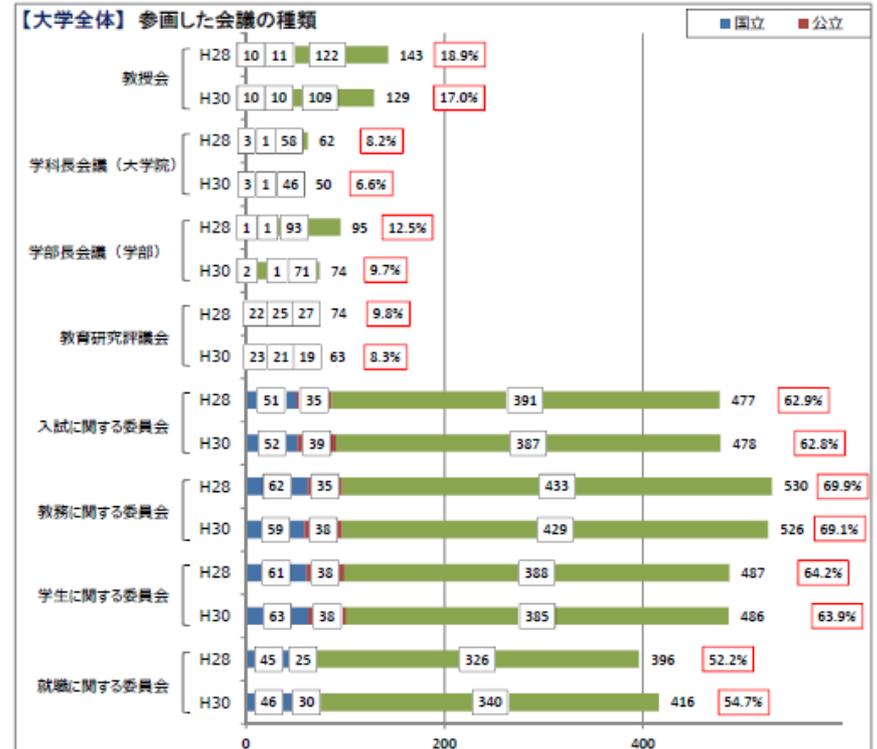
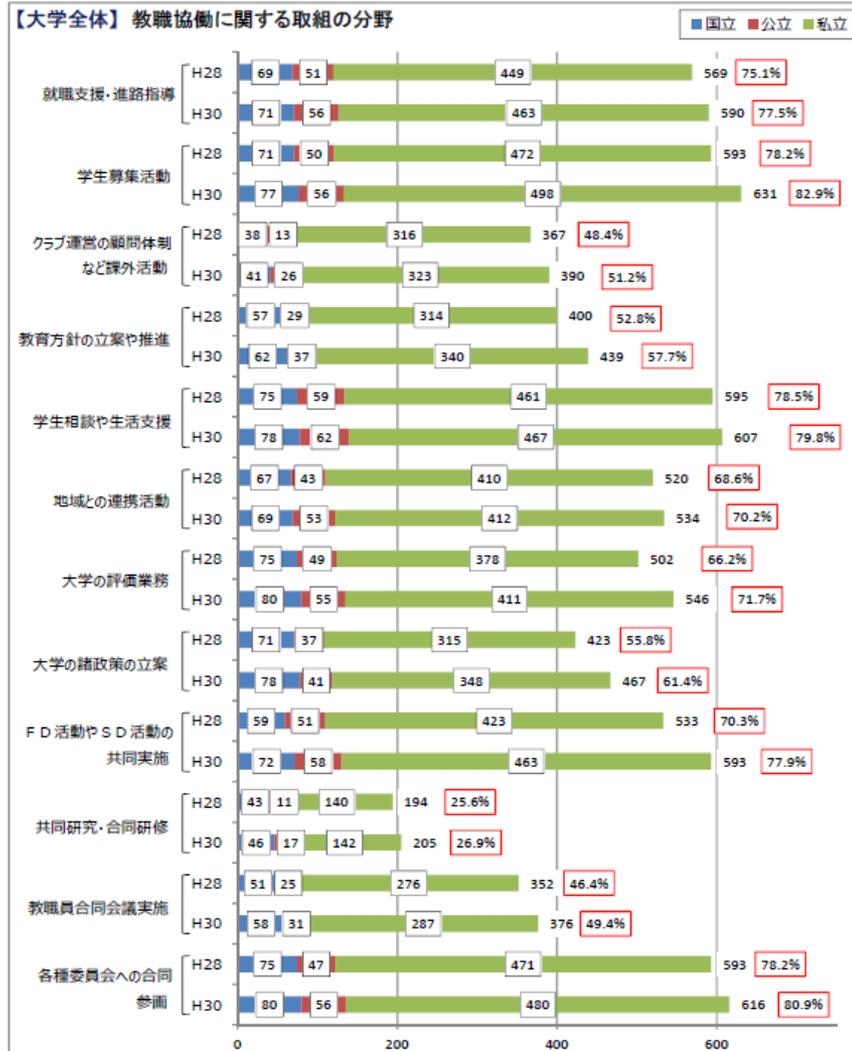
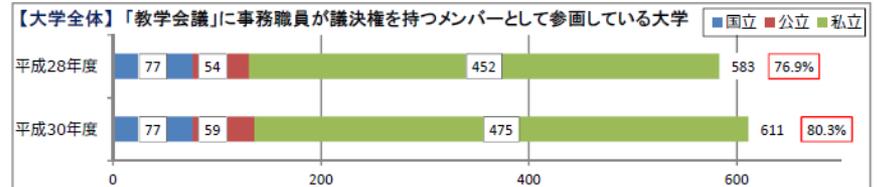
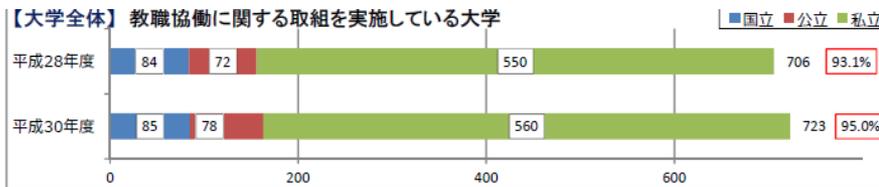
### 【給与の上乗せの一例】



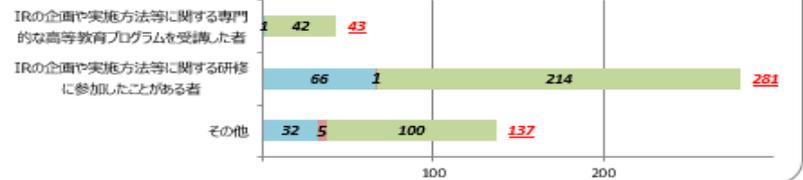
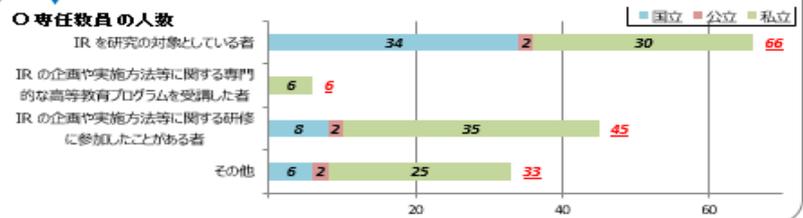
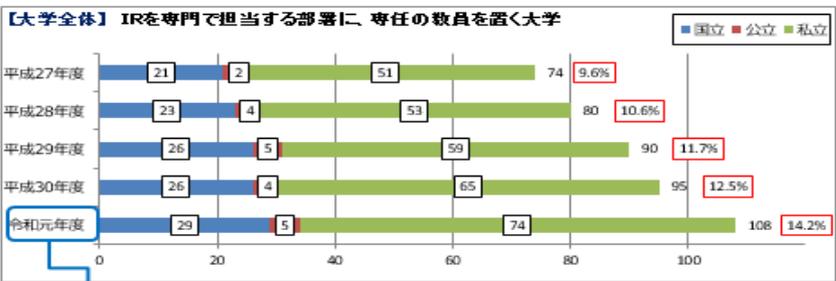
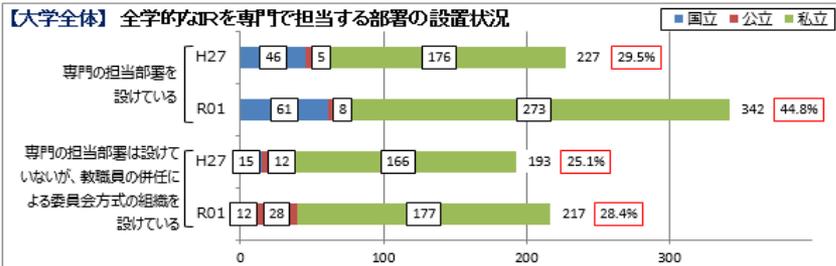
このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

注:クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

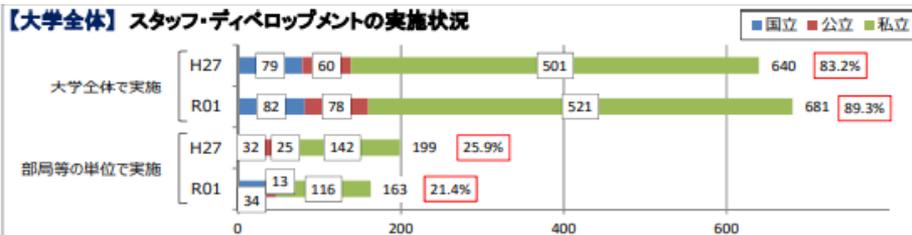
# 教職協働の取組状況に関するデータ



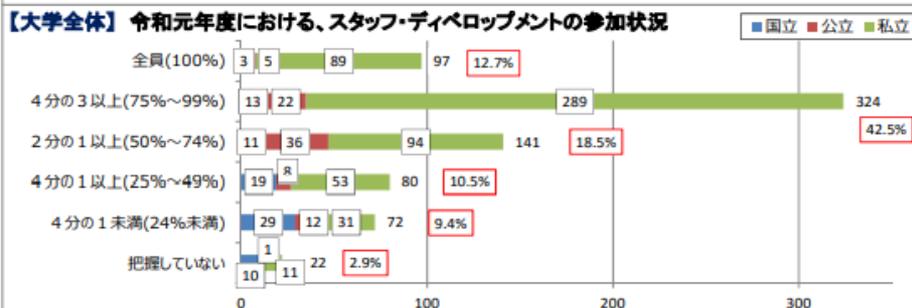
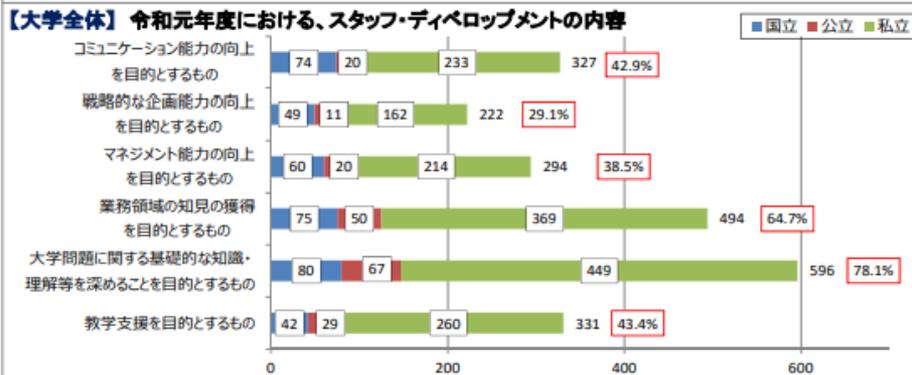
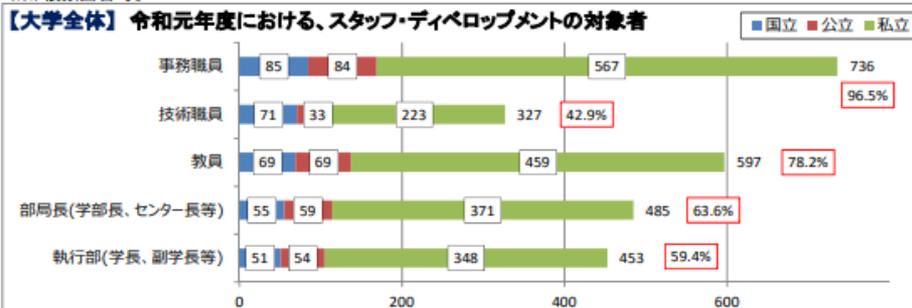
# IRの取組状況に関するデータ



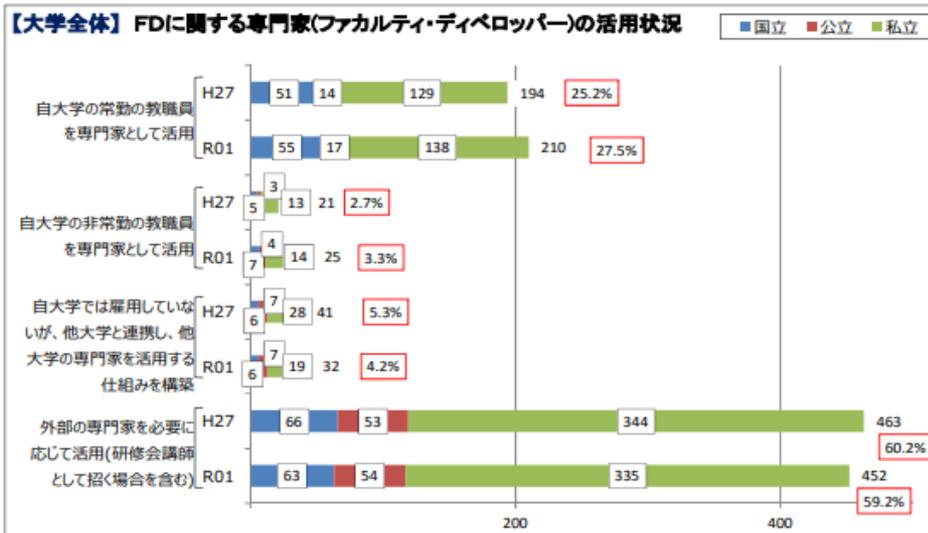
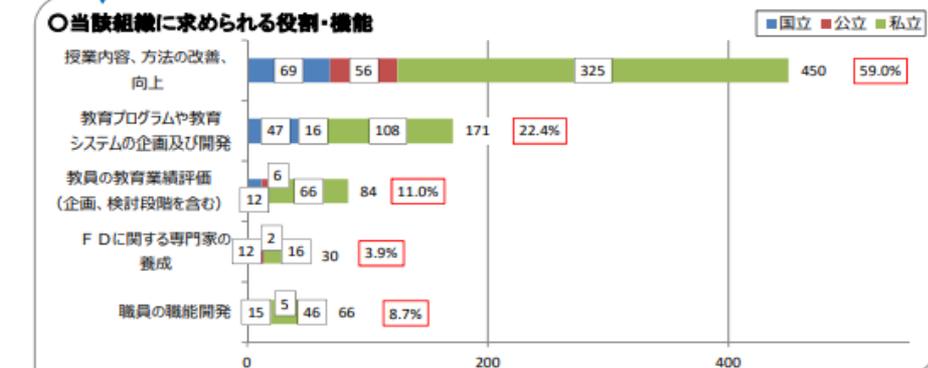
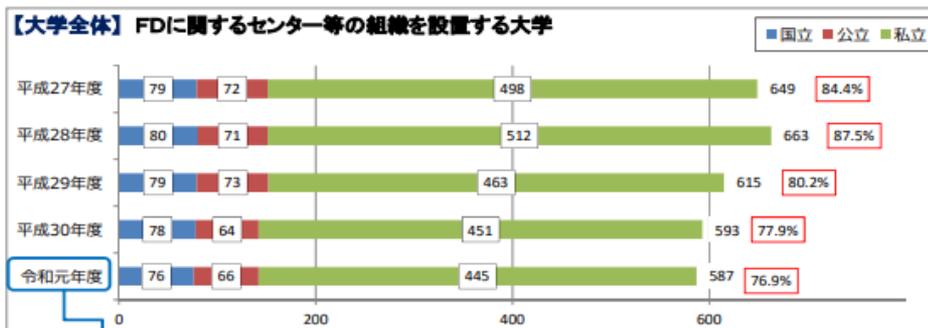
# SD・FDの取組状況に関するデータ①



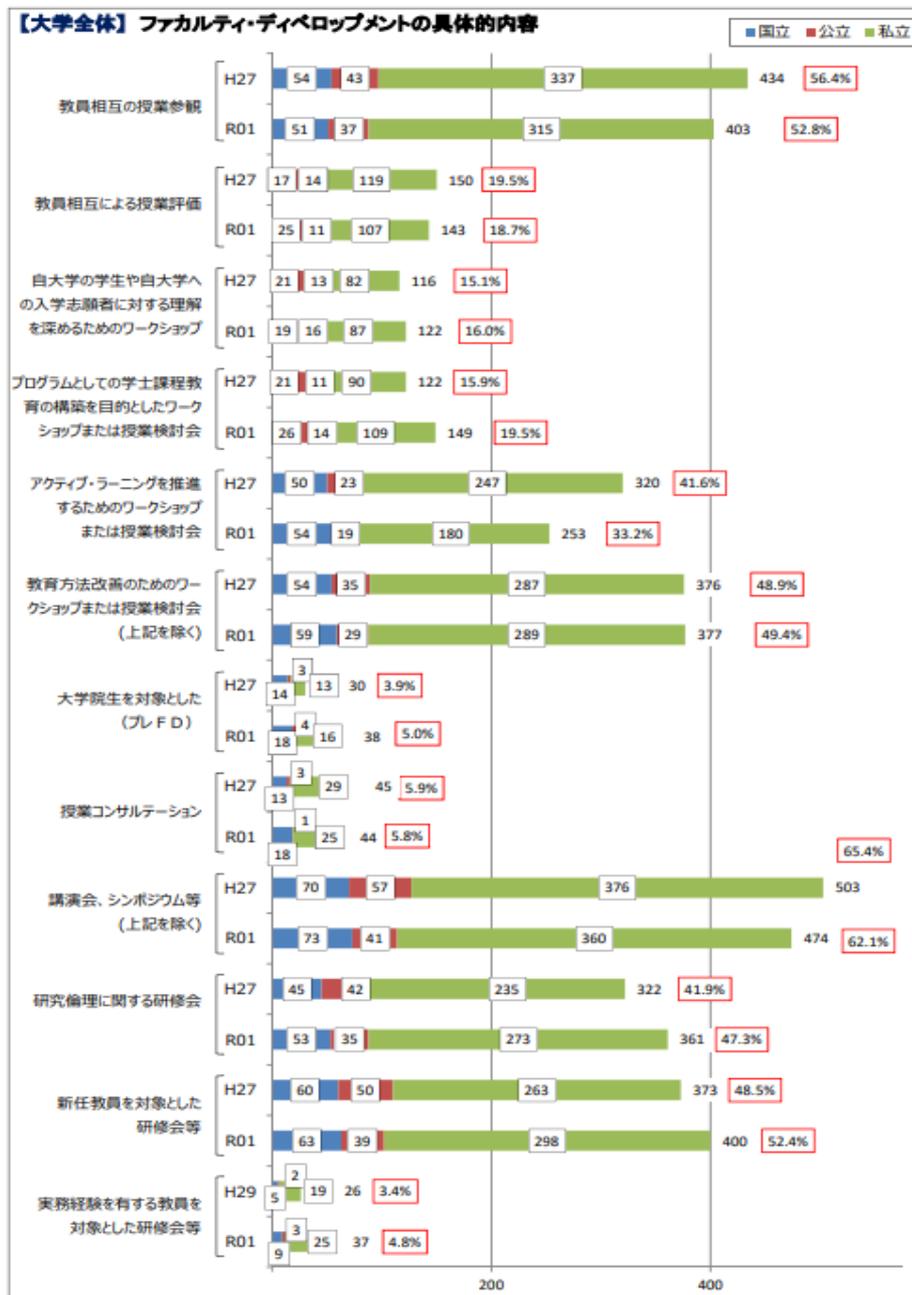
(※)複数回答可。



(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。



# SD・FDの取組状況に関するデータ②



【出典】: 文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」